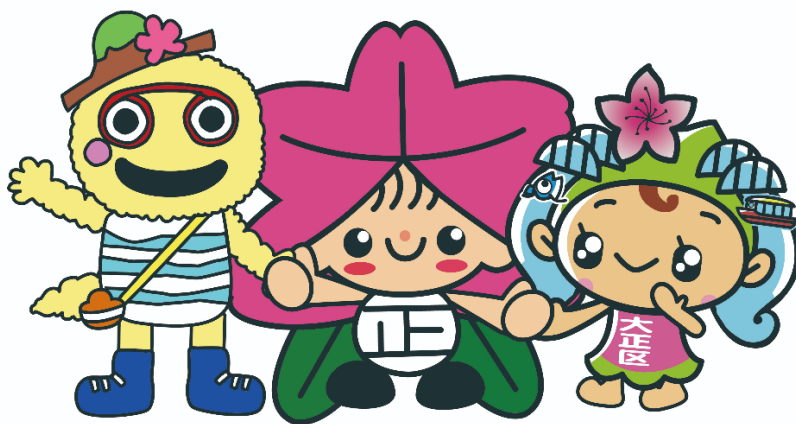


ver .3

大正区地域福祉ビジョン（案）

<令和7（2025）年度～令和9（2027）年度>

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり



大阪市大正区役所

策定：令和7（2025）年3月

目 次

第1章 地域福祉ビジョンの改定にあたって

- 1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置づけ・・・・・・・・・・ 1
- 2 「大正区地域福祉ビジョン」の基本理念・・・・・・・・・・ 3
- 3 地域福祉ビジョンの進め方・・・・・・・・・・ 4

第2章 大正区の地域福祉を取り巻く状況と課題

- 1 統計データから見える大正区の状況・・・・・・・・・・ 5
- 2 統計データから見える大正区が抱える地域福祉の課題について・・ 32

第3章 課題解決に向けた取組の方針

- 1 課題解決の方向性について・・・・・・・・・・ 34
- 2 重点的に取り組むこと・・・・・・・・・・ 37

参考資料

- 1 大正区地域福祉推進会議
- 2 地域福祉課題の解決に向けた取組支援体制（イメージ図）

第1章 地域福祉ビジョンの改定にあたって

1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置づけ

(1) ビジョン改定の経過

大阪市では、平成 16（2004）年 3 月に第 1 期の「大阪市地域福祉計画」が策定され、各区で区の行動計画（アクションプラン）策定が進められる中、大正区においても平成 18（2006）年 3 月に第 1 期アクションプランを策定しました。以降、誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくりをめざす取組を進めてきました。

平成 24（2012）年 12 月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」※¹の考えのもと、市域を単位とした各区一律の「計画」に替わり「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、区の特徴に応じた地域福祉の取組を各区で進めていくことになりました。

大正区では、平成 29 年 3 月に「大正区地域福祉ビジョン」（取組期間は、平成 29（2017）年度から平成 32（2020）年度）を、令和 3 年 3 月に「大正区地域福祉ビジョン ver.2.0」（取組期間は、令和 3（2021）年度から令和 6（2024）年度）を策定し、令和 5 年 3 月に ver.2.0 の中間見直しを行い（ver.2.1。取組期間は変更なし）、地域福祉の推進に向けた活動を行ってきました。

地域福祉の推進にかかる理念は普遍的なものですが、「大正区地域福祉ビジョン Ver.2.1」の取組期間が経過したことや、令和 6 年 3 月に大阪市が「第 3 期大阪市地域福祉基本計画」（取組期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度）を策定したこと、社会情勢や施策の変化等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応する必要が出てきました。

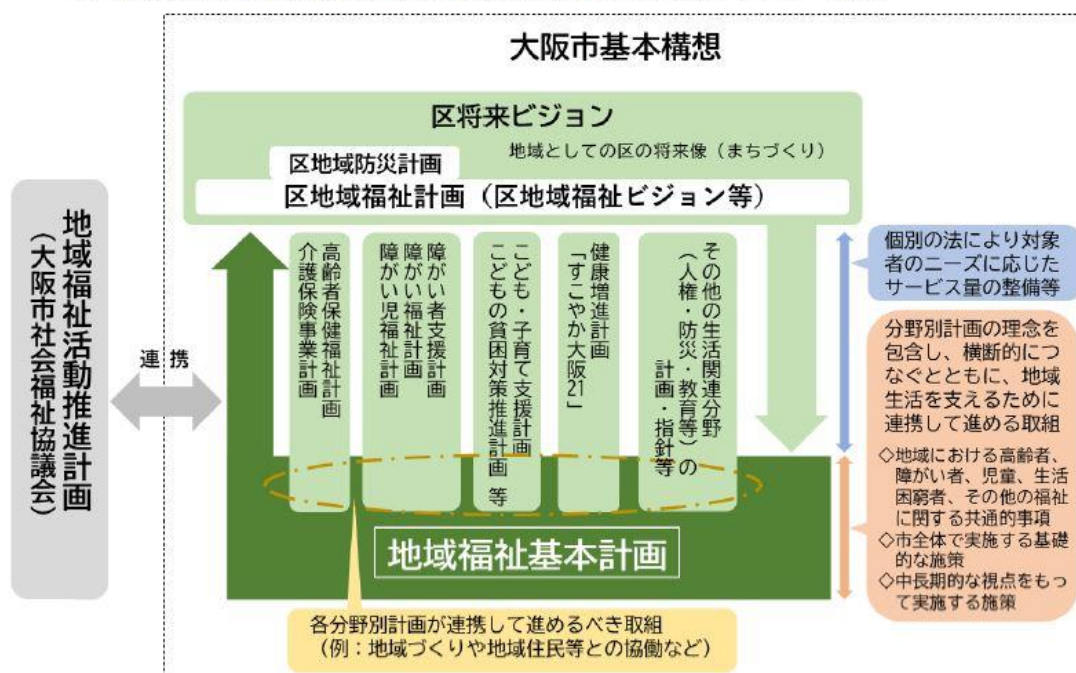
(2) 大阪市地域福祉基本計画・分野別計画・関連計画等との関係

大阪市地域福祉基本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉ビジョンを支援する基本的な計画で、区地域福祉ビジョンと一体となって、社会福祉法第 107 条※²に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。また、各分野別計画を横断的につなぐことで、生活に関わる様々な分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

-
- 1 住民に近いところで行われる決定ほど望ましいという地方分権の基本的な考え方（補完性・接近性の原理）。
 - 2 市町村地域福祉計画を策定し、又は変更するときは地域住民の意見を反映させ、内容の公表に努めるよう定められている。

社会福祉協議会※³（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。「大阪市地域福祉基本計画」と大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し地域福祉を推進する計画です。その大阪市社協が策定している計画に基づき大正区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とも区地域福祉ビジョンと共通した理念や方向性を持って、大正区での地域福祉の推進に努めていきます。

○ 地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



資料：第3期大阪市地域福祉基本計画より

（3）「大正区地域福祉ビジョン」の位置づけ

令和5（2023）年4月に策定され、令和6（2024）年4月に改訂された「大正区将来ビジョン2025」は、令和2（2018）年4月に策定した「大正区将来ビジョン2022」を引き継ぎ、更に発展させた大正区のまちづくりの基礎となる計画です。今回改定する「大正区地域福祉ビジョン」は「大正区将来ビジョン2025」が示す地域福祉に関する基本理念を踏襲するもので、このビジョンに基づき、すべての区民、団体、事業者、区役所等がそれぞれの役割分担のもと取組を進めていきます。

- 3 「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法で規定されている社会福祉法人。地域における住民組織と社会福祉関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う。

また、地域福祉の推進においては、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）、健康推進、その他の生活関連分野（人権・防災）等の各分野で計画が策定、実施されていますが、本ビジョンでは、これらの分野とも共通した方針や方向性を持つものとして連携を図っていきます。

（４）計画の期間

取組期間については、令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度までの 3 年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

（５）策定方法

この「大正区地域福祉ビジョン」については、平成 30（2018）年度より開催している「大正区地域福祉推進会議」の委員である学識経験者等と、区内で社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、公益活動をする団体の実務代表者により、地域福祉ビジョンの取組方針、課題への対処方針を包括的に協議してきました。その内容については、区政会議委員とも共有し、意見聴取するなど、様々な視点から意見を反映して策定しました。

2 「大正区地域福祉ビジョン」の基本理念

「地域福祉」とは、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが安心して自分らしく生活していくため、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていくことです。

また、地域福祉の推進は、持続可能な開発目標（SDGs）※⁴がめざす、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて欠かすことのできない取組です。

近年、地域における福祉課題として少子高齢化や核家族化の進行、単独世帯や引きこもりの増加、また、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加など、従来の安心システムとして機能してきた家庭や職場内での助け合いが低下するなどの変容が見られます。一方、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間で起きている生活課題や、社会的排除の対象となりやすい少数者や低所得者の問題、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、こどもの貧困、ヤングケアラー※⁵問題、また、大規模地震などの自然災害にどの

4 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統的に取り組むもの。

ように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐのかなど、地域における安心・安全の確立、次世代を育む場としての地域の再生など地域には、いろいろな課題が発生しています。

「大正区地域福祉ビジョン」は、これらの地域福祉を取り巻く状況や施策課題を踏まえ、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。また、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

そして、地域から孤立せずその人らしい生活を送ることができる「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしていきます。

3 地域福祉ビジョンの進め方

「大正区地域福祉ビジョン」がめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めるにあたっては、「大正区将来ビジョン 2025」の策定の基本的方向性にある、「『公助』から『自助・共助』へ」や、「自らの地域のことは自らの地域で決める」という考え方にに基づき、「自助・共助」の仕組みを中心に進めていきます。

コロナ禍においては、地域福祉活動も大きな制約を受けることとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響による社会的つながりの希薄化もあって、「望まない孤独」「孤立」の状況にある方の問題が深刻な状況になってきています。

一方で、活動を継続、または再開するため、様々な工夫がなされました。地域福祉においても、見守りによる地域のつながりづくりやアウトリーチ※⁶型の支援などにより、孤立世帯へのアプローチを推進し、地域の力も得て、孤立の解消を図ります。

ビジョンの取組状況（行動計画）については「PDCA サイクル」を活用し、「大正区事業・業務計画」で、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立して効果的に取り組みます。地域福祉推進会議、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見も聞き、それらの意見を今後の取組の展開に生かしていくこととします。

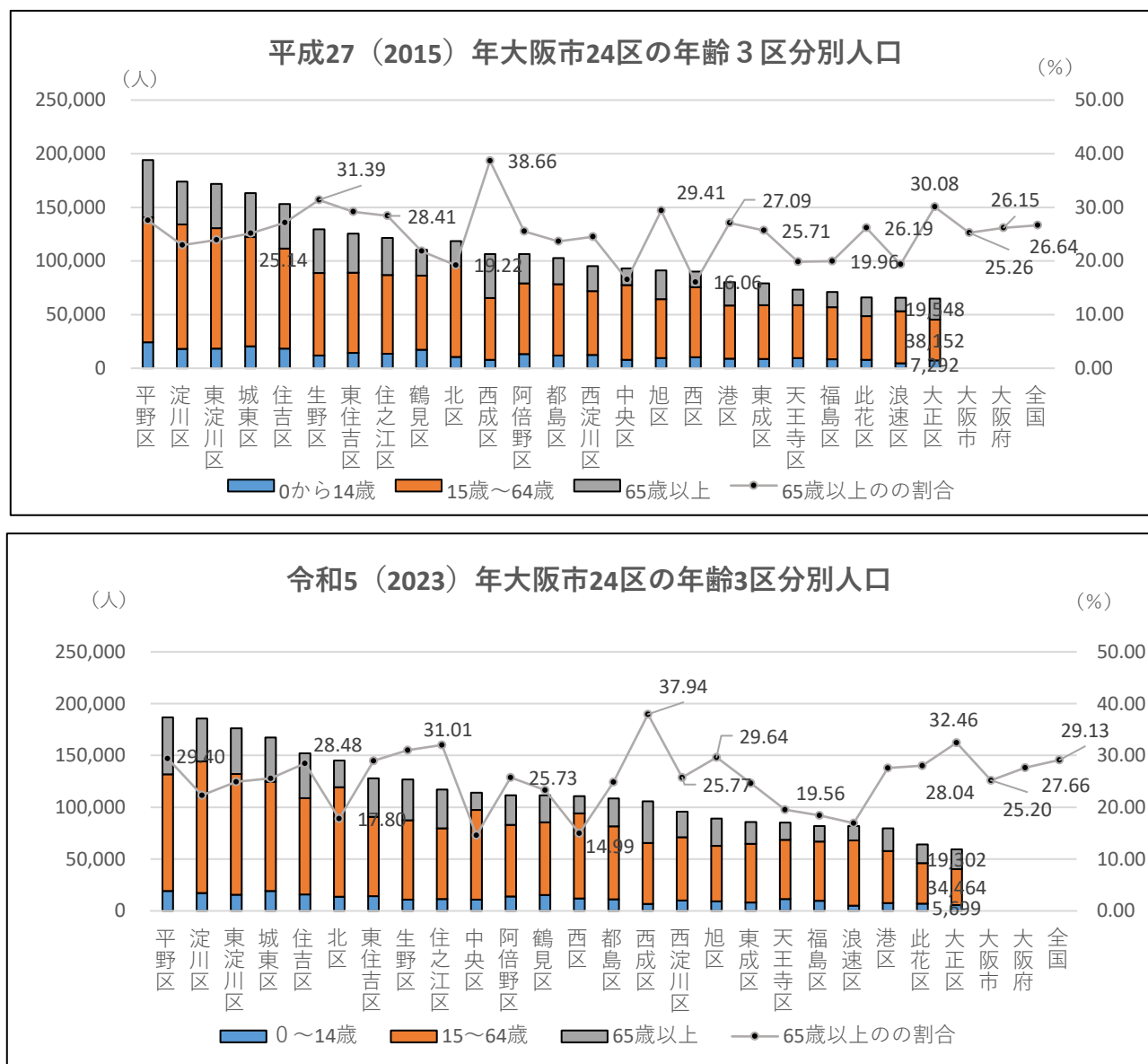
5 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのこと。例えば、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしたり、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているこどもたちのこと。

6 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

第2章 大正区の地域福祉を取り巻く状況と課題

1 統計データから見える大正区の状況

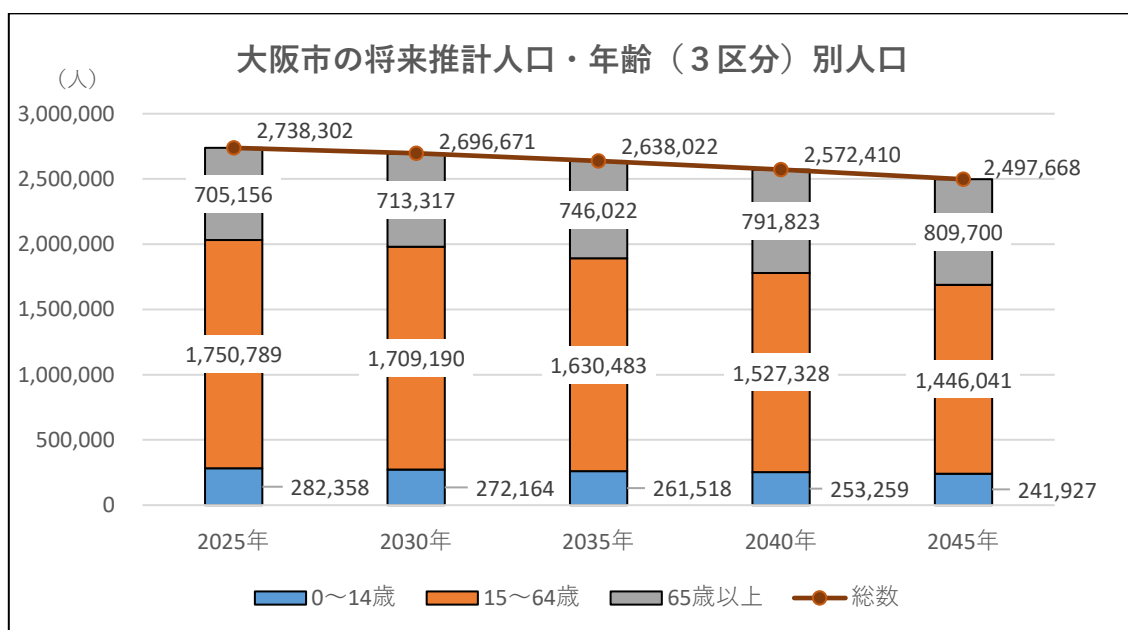
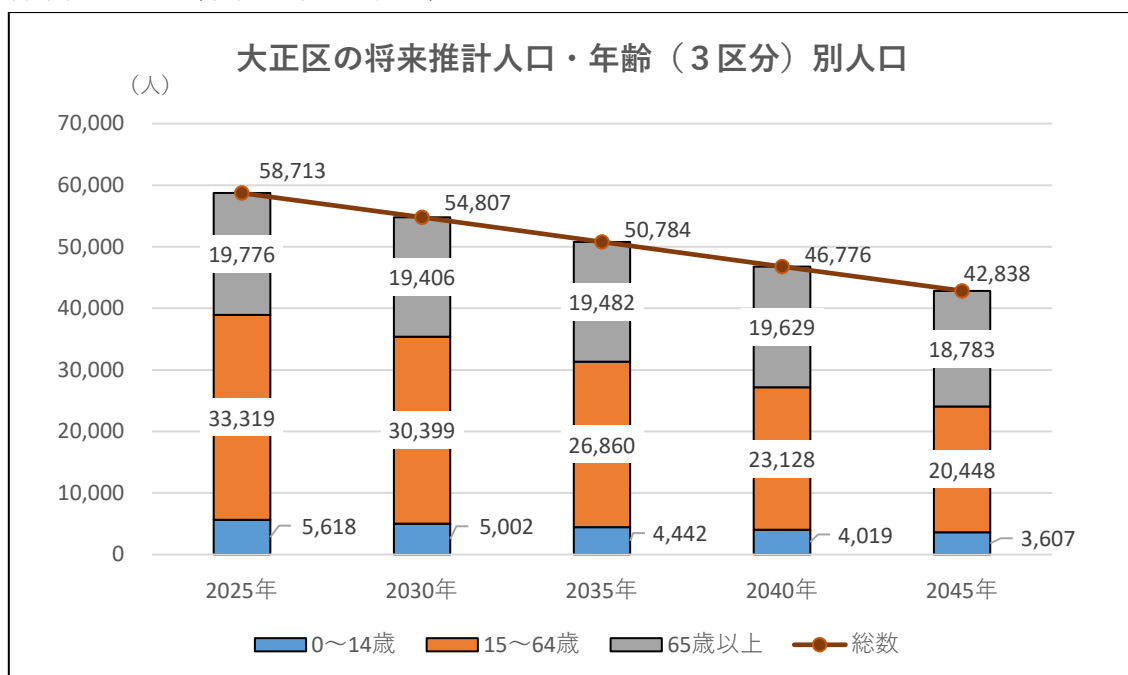
(1) 大正区の人口に関する状況



大阪市の推計人口年報・総務省統計局人口統計（大阪府・全国）（令和5年）・国勢調査（平成27年）（各年10月1日）

大正区は約8年の間に約5,500人の人口が減少し、大阪市の中で一番人口の少ない区になっています。令和6年度に入り、大正区は人口増の兆しも見えてきましたが、令和5年度までは転入者より転出者の方が多く社会減の状況でした。さらに、65歳以上の高齢者人口が全人口に占める割合は、平成27（2015）年時点で30.08%と市内で3番目の高さでしたが、令和5（2023）年時点では32.46%となり、西成区に次いで2番目の高さとなっています。全国的に見ても高齢化は進んでおり、平成27（2015）年と令和5（2023）年を比較すると、高齢化の推移は、全国で26.64%から29.13%、大阪府で26.15%から27.66%となっています。大阪市では、25.26%から25.20%で全国や大阪府と比べると低い水準に留まっていますが、大正区では上記のとおり（30.08%から32.46%）、全国や大阪府と同様に高齢化が進んでいます。

大阪市将来推計人口（令和2年3月推計）より

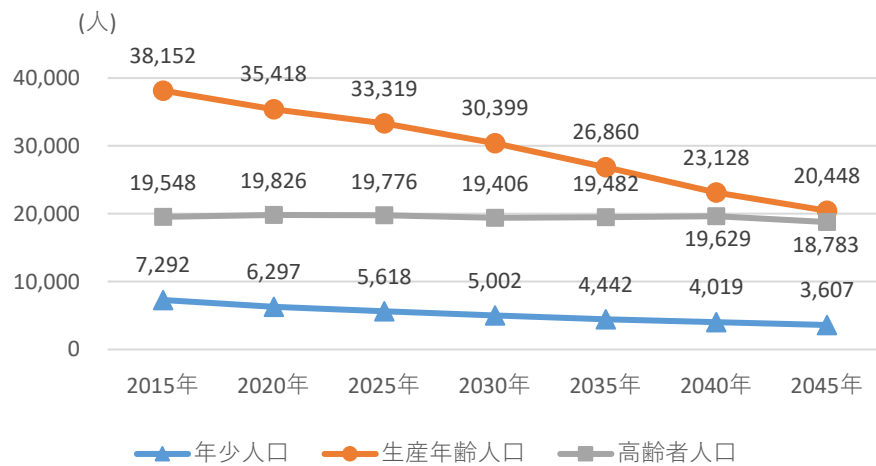


2025年から2045年までの5年ごとの推計人口では、大正区は大阪市の人口減少より急激に減少していき、また2045年の大正区の人口比率は14歳までの年少人口が約8.4%（大阪市9.7%）、15歳～64歳までの生産年齢人口は約47.7%（大阪市57.9%）、65歳以上の高齢者人口が約43.8%（大阪市約32.4%）となり、高齢者人口の占める割合が大阪市全体と比べて高くなっています。

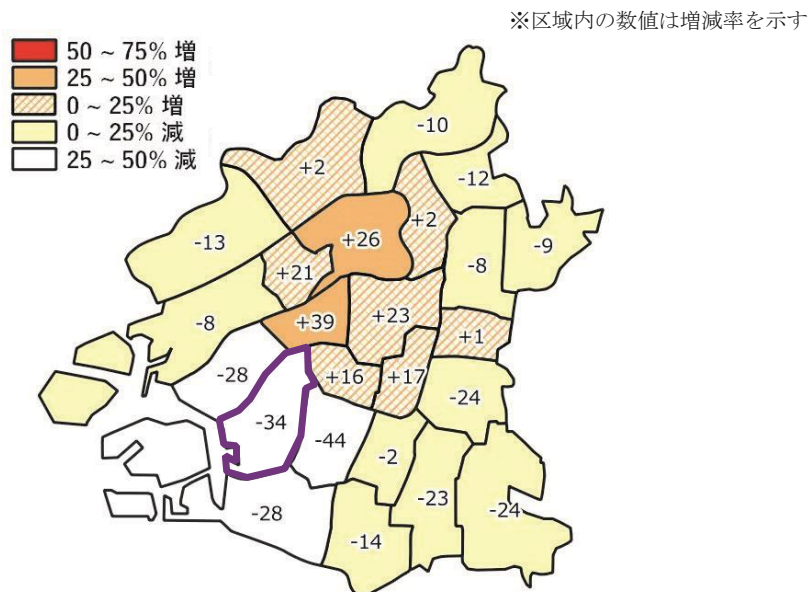
★2045年時点の大阪市全体における大正区の状況 ()内は2015年

総人口 42,838 人 ※市全体の 1.7%	年少人口 3,607 人	生産年齢人口 20,448 人	高齢者人口 18,783 人
24 番目 (24) / 24 区	24 番目 (23) / 24 区	24 番目 (24) / 24 区	23 番目 (18) / 24 区
2015⇒2045 増減率 -34.2%	全区民のうち 15 歳未満の割合 8.4%	全区民のうち 15～64 歳の割合 47.7%	全区民のうち 65 歳以上の割合 43.8%
23 番目 / 24 区	19 番目 (13) / 24 区	24 番目 (23) / 24 区	1 番目 (3) / 24 区

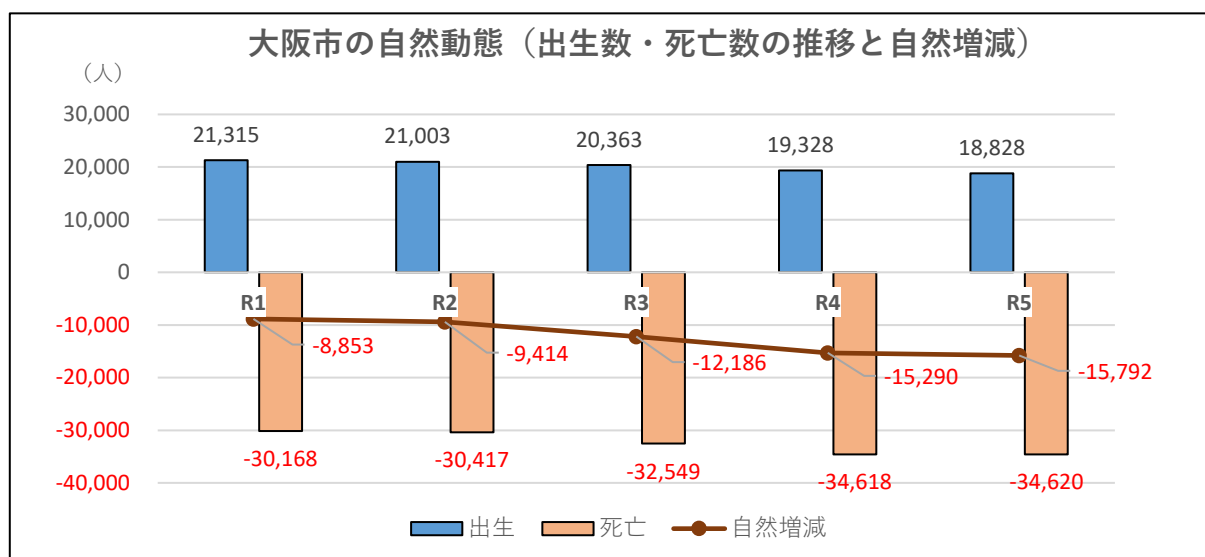
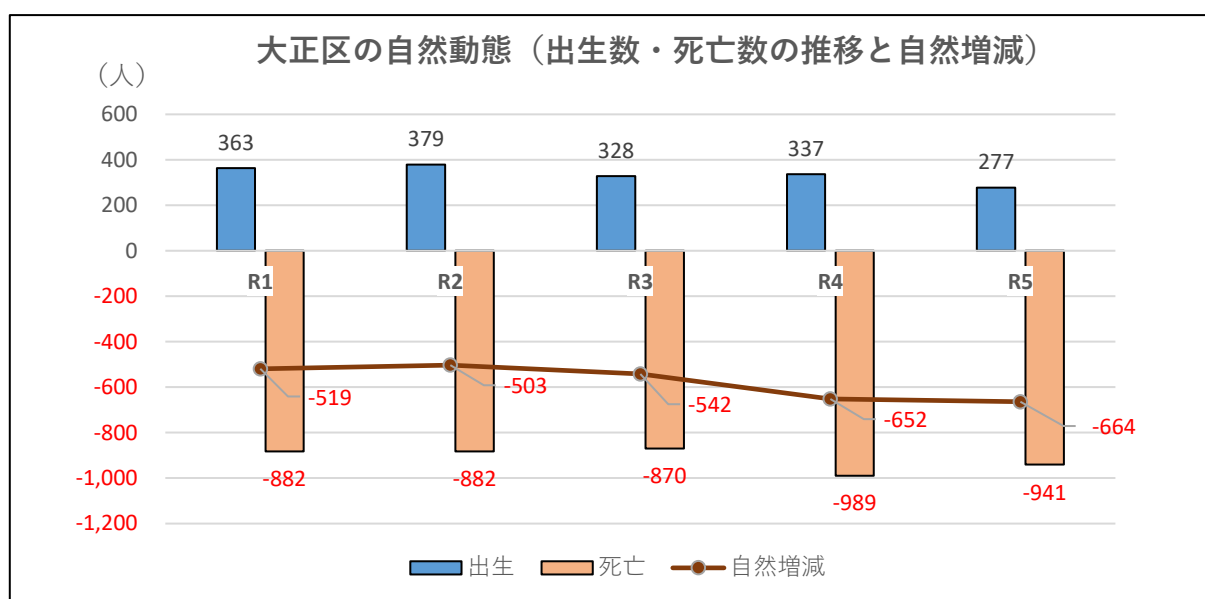
大正区 年齢3区分別の人口推移 (2015⇒2045)



大阪市 24 区人口増減率 (2015⇒2045)



自然動態：大阪市の推計人口年報（令和元年～令和5年（各年10月1日現在））

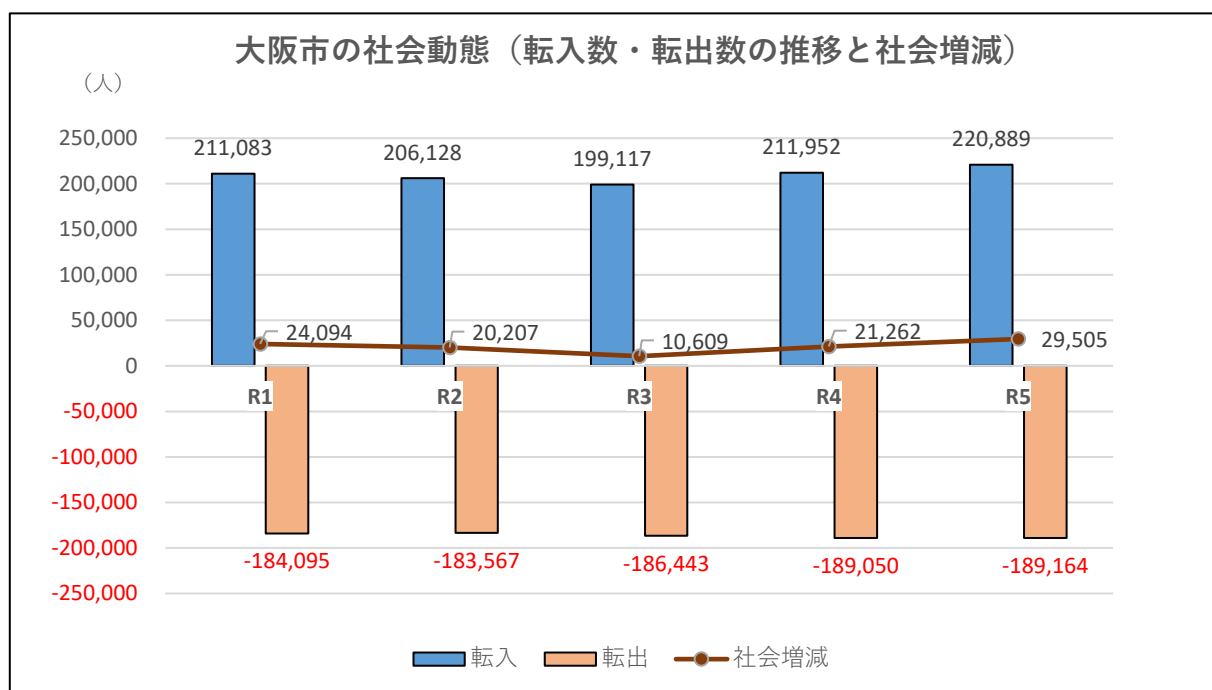
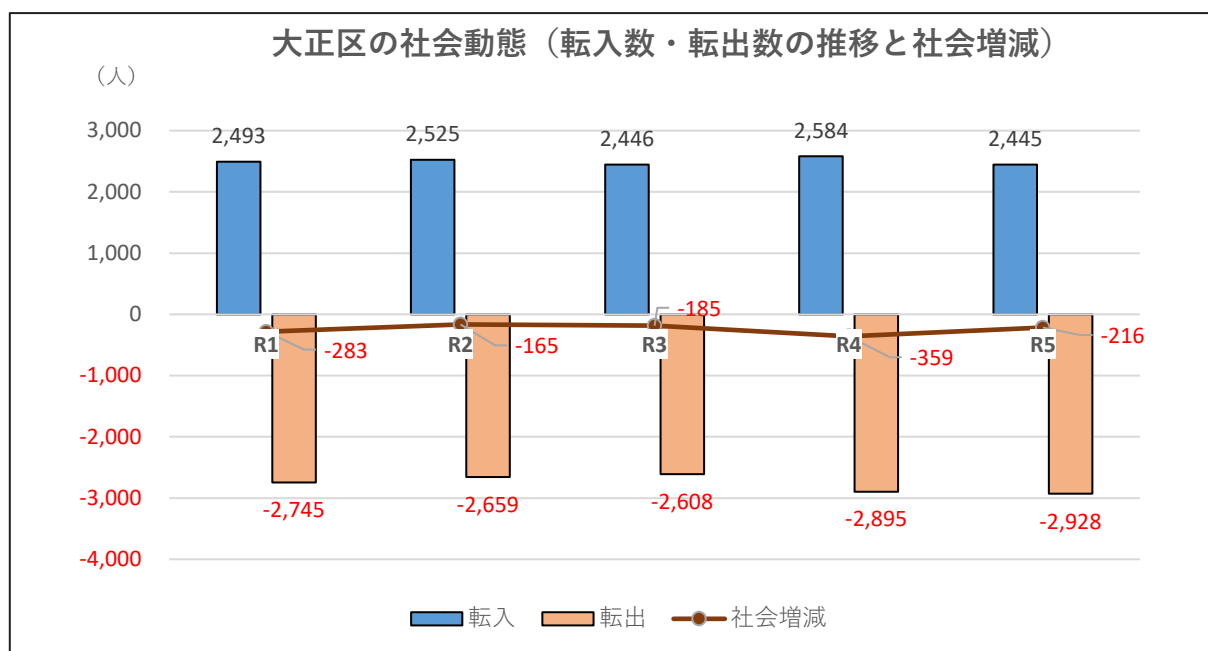


自然増減率・出生率・死亡率は前年10月1日現在の人口1,000人に対する比率で、単位は‰（パーミル）です。

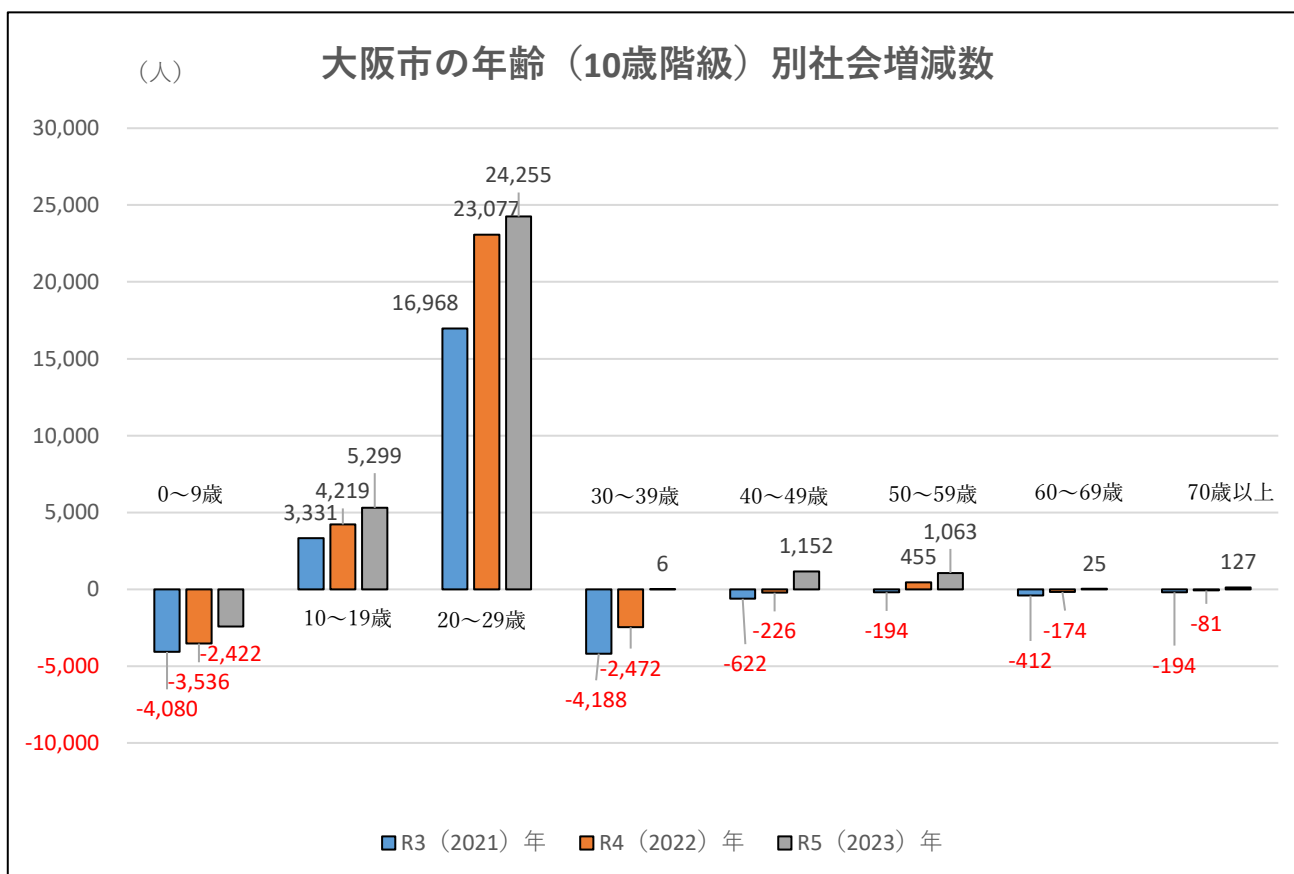
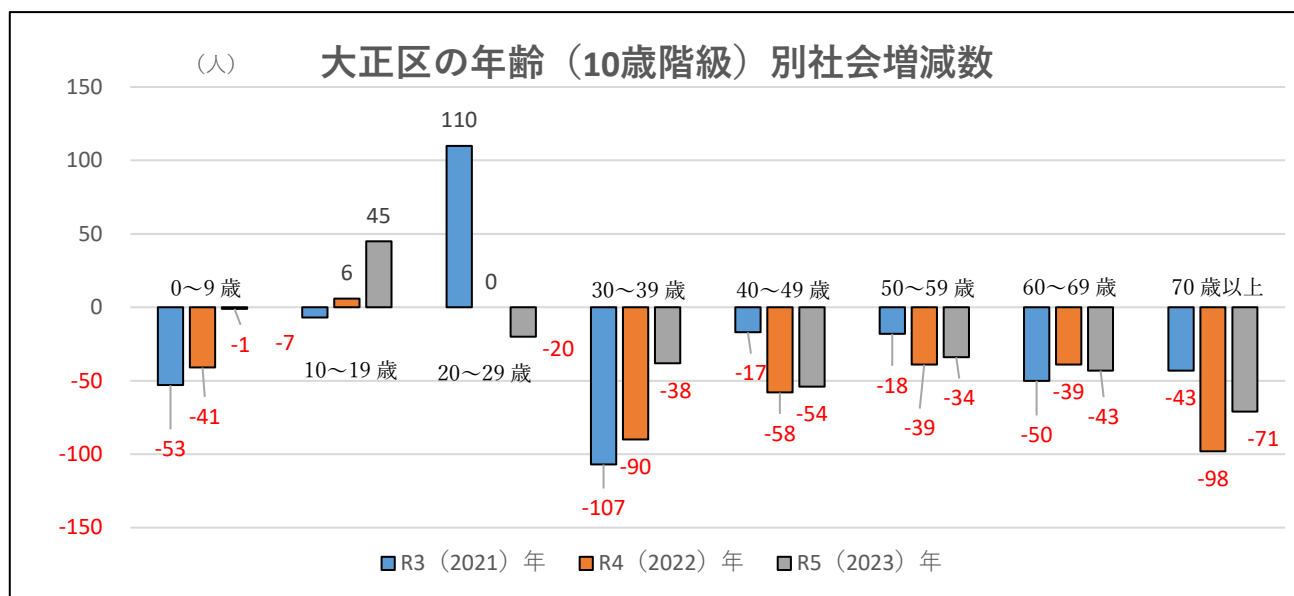
令和5（2023）年の自然減少率は大阪市が－5.7‰なのに対して、大正区は－11.0‰で、西成区に次いで市内で2番目に高くなっています。

また、出生率では、大阪市が6.8‰なのに対して、大正区は4.6‰で、こちらも西成区に次いで市内で2番目に低くなっています。死亡率は大阪市が12.6‰なのに対して、大正区は15.6‰で、西成区、生野区、東住吉区に次いで4番目に高くなっています。

社会動態：大阪市の推計人口年報（令和元年～令和5年（各年10月1日現在））

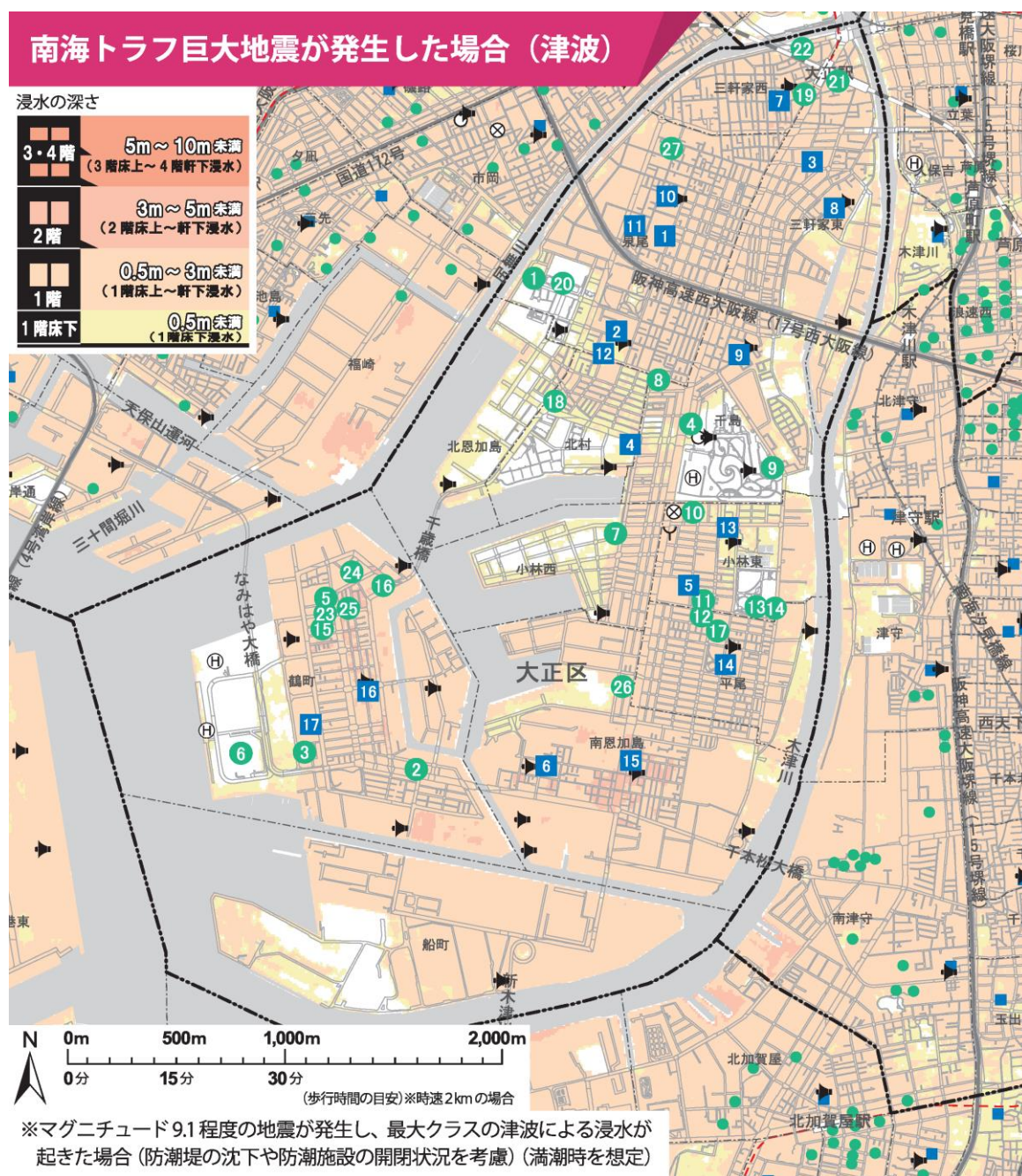


年齢（10歳階級）別社会増減数：大阪市の推計人口年報（令和3年～令和5年（各年10月1日現在））



社会動態（転入・転出）については、大阪시는 増となっていますが、大正区は減となっています。また、令和3（2021）年から令和5（2023）年の大正区の社会増減の推移では、10歳代以外のいずれの年代でも減となっています。

(2) 津波浸水想定区域図（大阪市ホームページより）



南海トラフ巨大地震が発生した際に、防潮堤が閉まらず、満潮時であった場合、大正区内のほぼ全域が浸水被害を受けると想定されています。

(3) こども・子育てに関する状況

ア 児童虐待相談対応件数（大正区役所調べ）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
こども相談センター	6,239 件	6,136 件	6,319 件	6,293 件
大阪市	3,601 件	4,284 件	1,654 件	1,893 件
大正区	80 件	170 件	80 件	84 件
児童（18 歳未満）人口における児童虐待相談の割合（大阪市 24 区）	1.0%	1.1%	0.4%	0.54%
児童（18 歳未満）人口における児童虐待相談の割合（大正区）	1.0%	2.0%	1.0%	1.1%

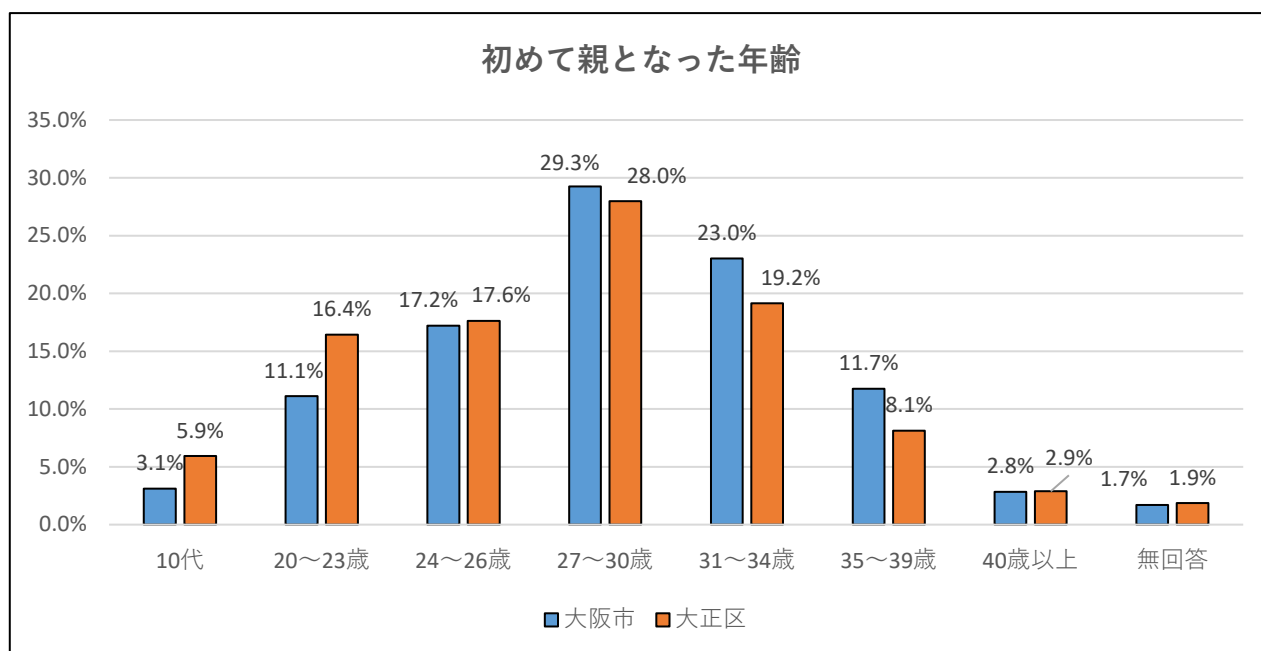
児童（18 歳未満）人口における児童虐待相談の割合は、大阪市の割合と比べ大正区は高くなっています。

イ 虐待相談の対応をした児童の年齢内訳（大正区役所調べ）

令和 5 年度	大阪市	大正区
0～3 歳	487 件（26%）	27 件（32%）
3～6 歳	551 件（29%）	30 件（36%）
7～12 歳	579 件（31%）	22 件（26%）
13～15 歳	210 件（11%）	4 件（5%）
16 歳以上	66 件（3%）	1 件（1%）

虐待相談の対応をした児童のうち 0～6 歳までの乳幼児が全体に占める割合をみると、大正区は 68% であり、大阪市の 55% に比べ高くなっていることから、就学前児童の虐待相談が多いことがうかがえます。

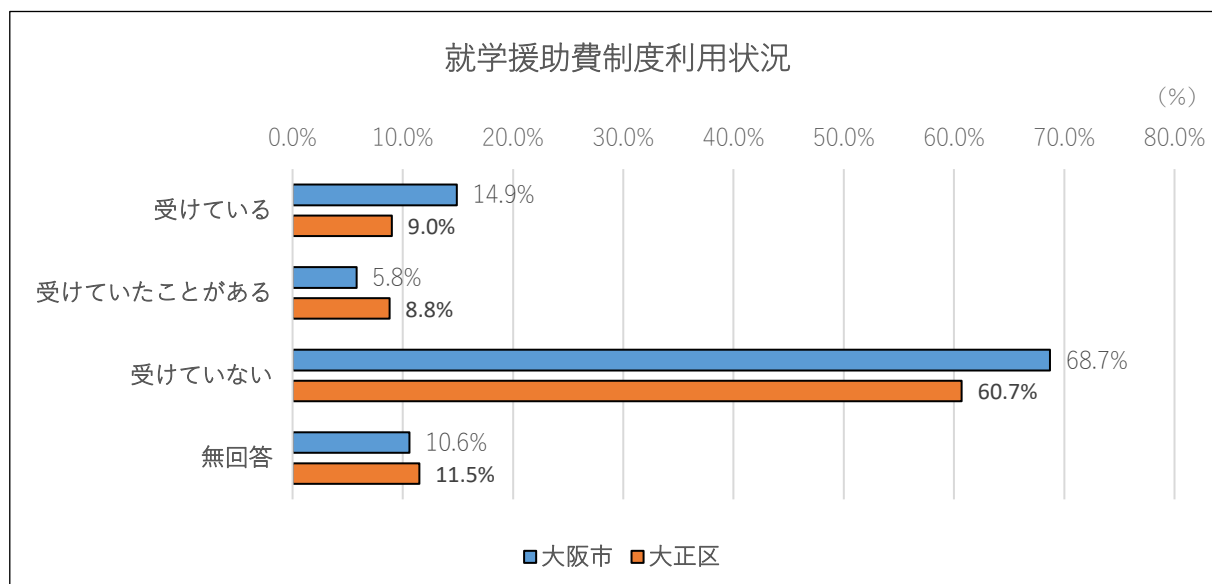
ウ 初めて親となった年齢（令和５年度「大阪市子どもの生活に関する実態調査」より）



10代から23歳までに初めて親となった人の割合が大阪市を大きく上回り、若年齢で初めて親になる人が多いことがわかります。

エ 就学援助費制度（令和５年度「大阪市子どもの生活に関する実態調査」より）

※就学援助とは：経済的な理由により就学が困難な大阪市立小・中学校に通学される児童生徒の保護者に対して援助を行い、義務教育を受けることができるようにする制度

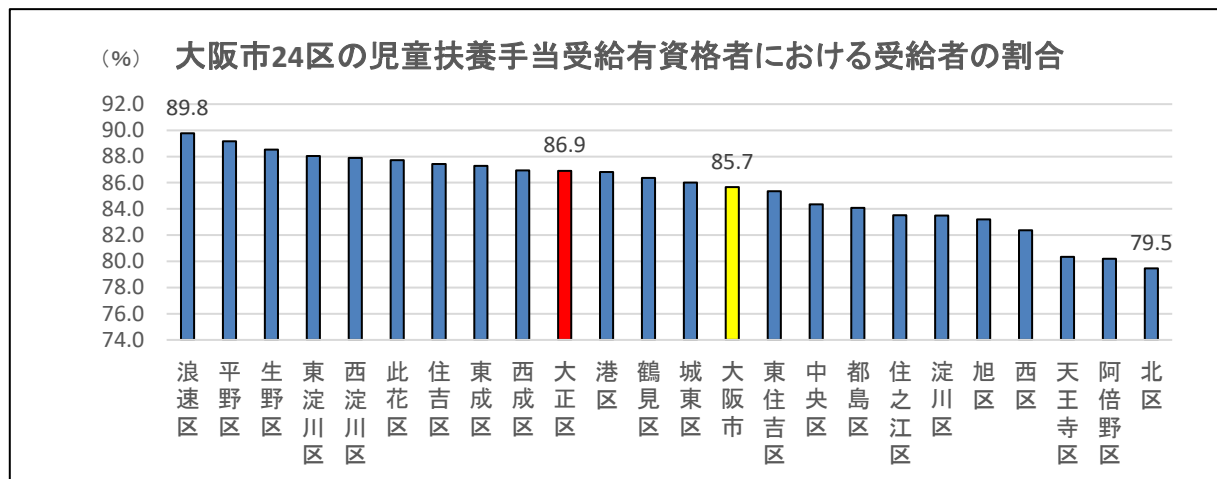


「受けている」、「受けていたことがある」の大正区の割合は大阪市を上回っています。大正区の子育て世帯が、大阪市と比べ経済的な支援が必要な状態にあることがわかります。

オ 児童扶養手当受給資格者における手当の受給割合

(こども青少年局提供資料より(令和6年3月末現在))

※児童扶養手当とは：ひとり親家庭の児童の養育者などが有資格者となり、有資格者の所得が基準額以下の場合に手当が支給される制度

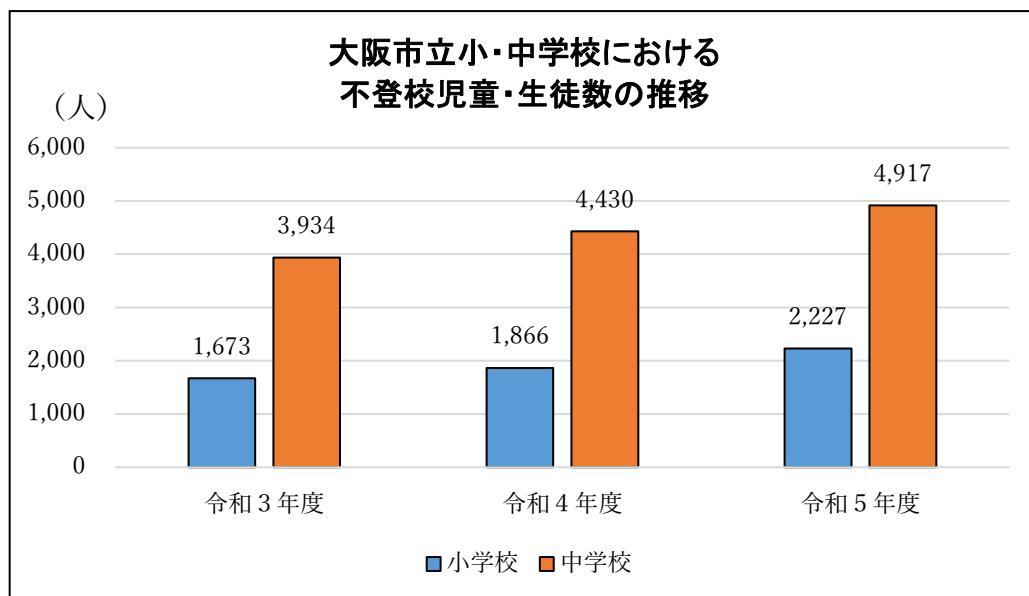


児童扶養手当が受給できる基準以下の低所得家庭の割合が大阪市平均より高く、また市内で10番目に高い割合となっています。

ひとり親家庭の多くが経済的に困窮していることがわかります。

カ 大阪市立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

(大阪市教育局事務局提供資料より作成(令和6年10月31日現在))

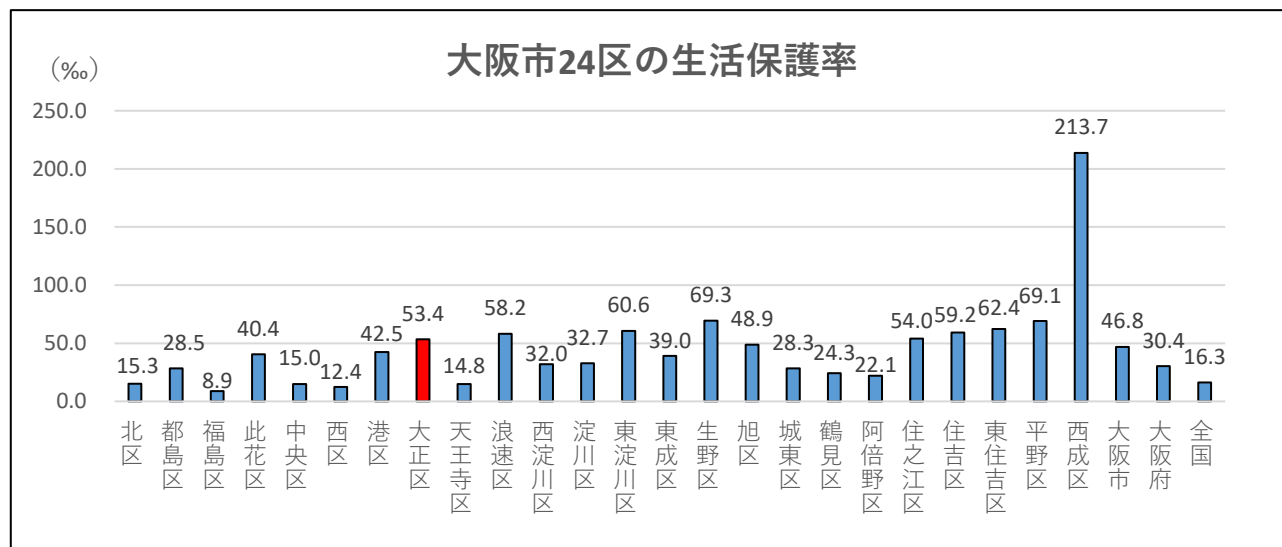


不登校の児童・生徒数は全国的に増加していますが、大阪市立小・中学校においても増加傾向にあります。

(4) 経済的困窮に関する状況(大正区役所調べ 令和6年3月末現在)

ア 生活保護率

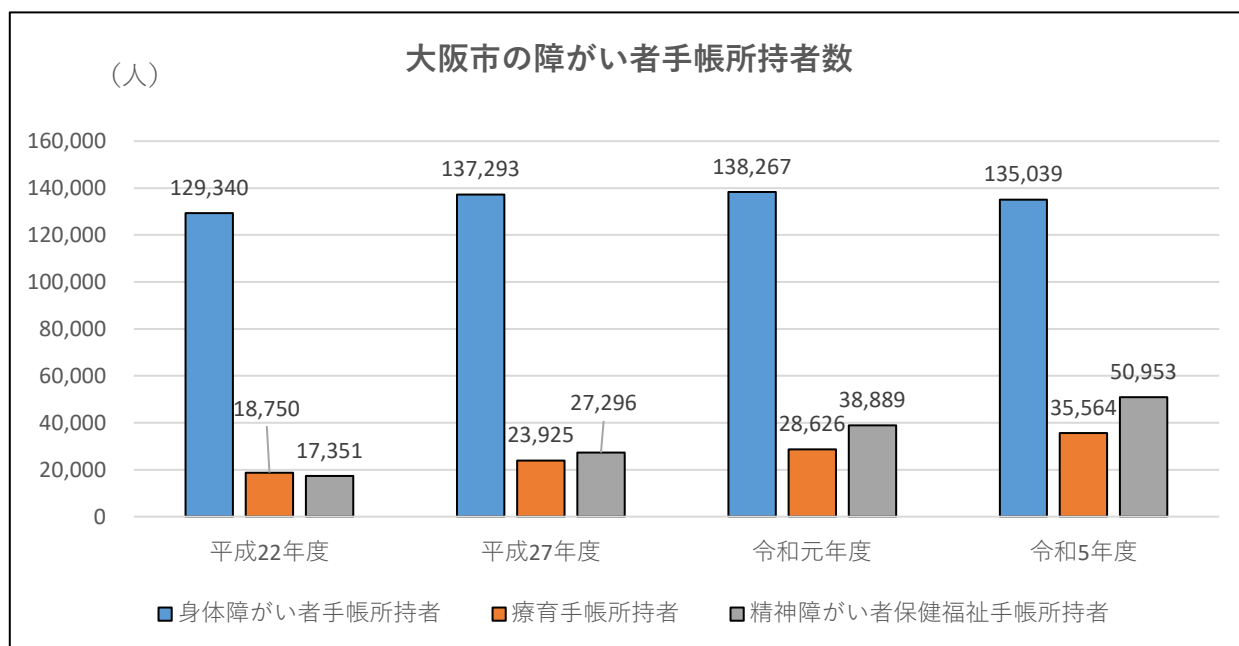
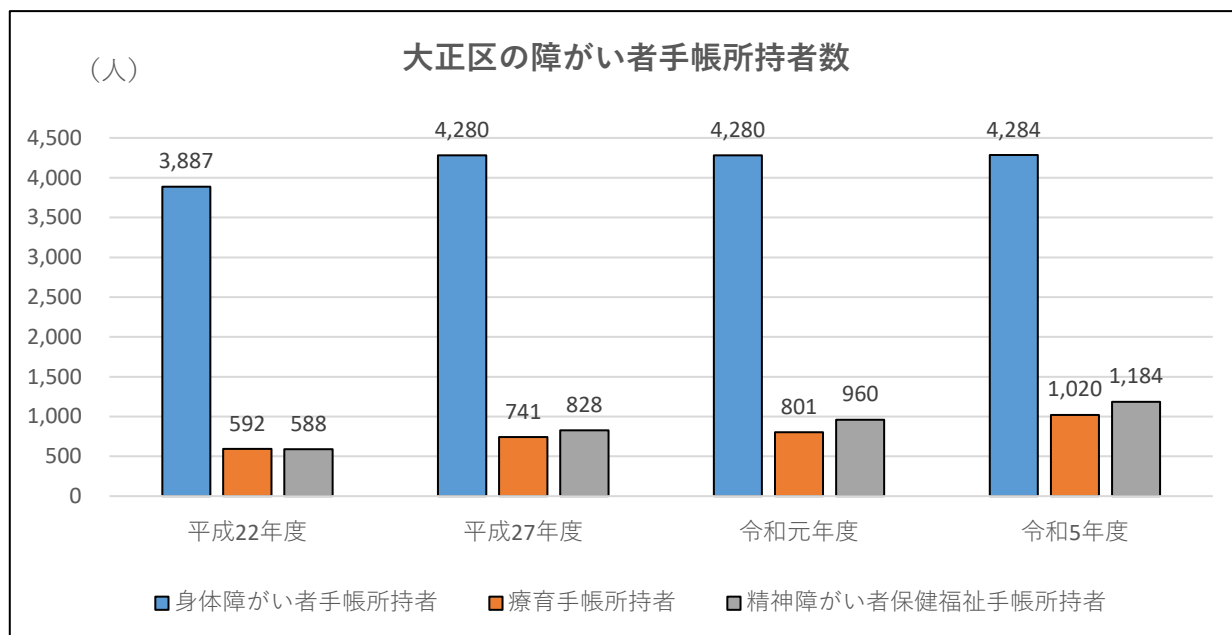
(保護率の単位は‰です。53.4‰の場合は、1,000 人中約 53 人が生活保護受給者ということを示しています。)



大正区は 53.4‰と大阪市内で 9 番目に保護率が高く、全国 16.3‰、大阪府 30.4‰及び大阪市の保護率 46.8‰を上回っています。

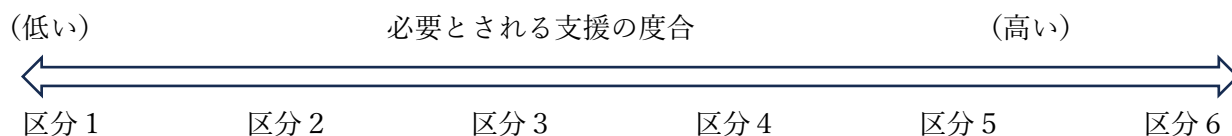
(5) 障がい者に関する状況

ア 障がい者手帳所持者数（大正区役所調べ、大阪市については「厚生労働省福祉行政報告例」より）

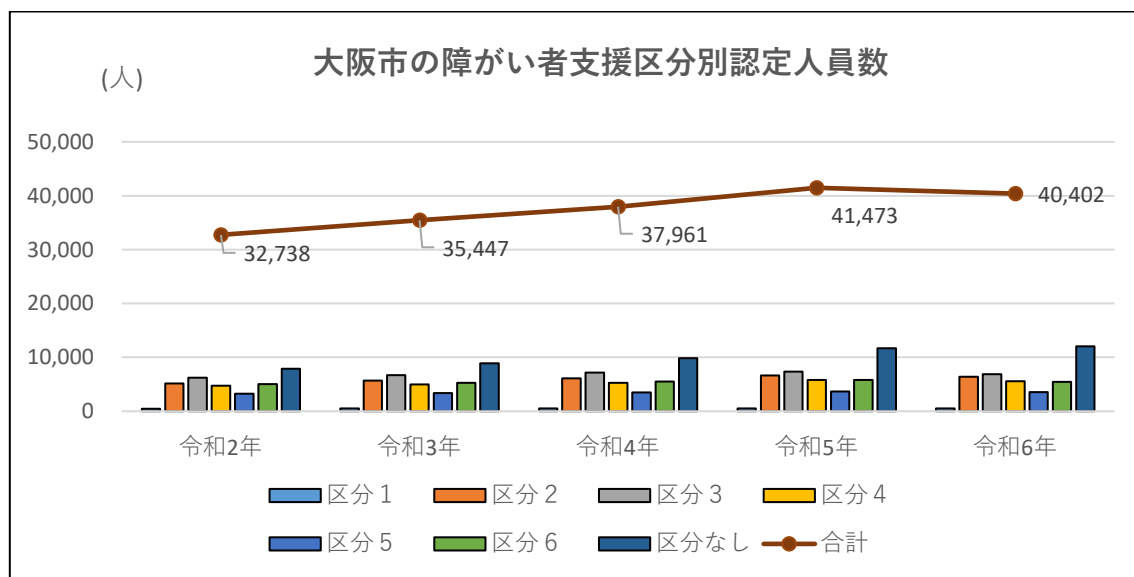
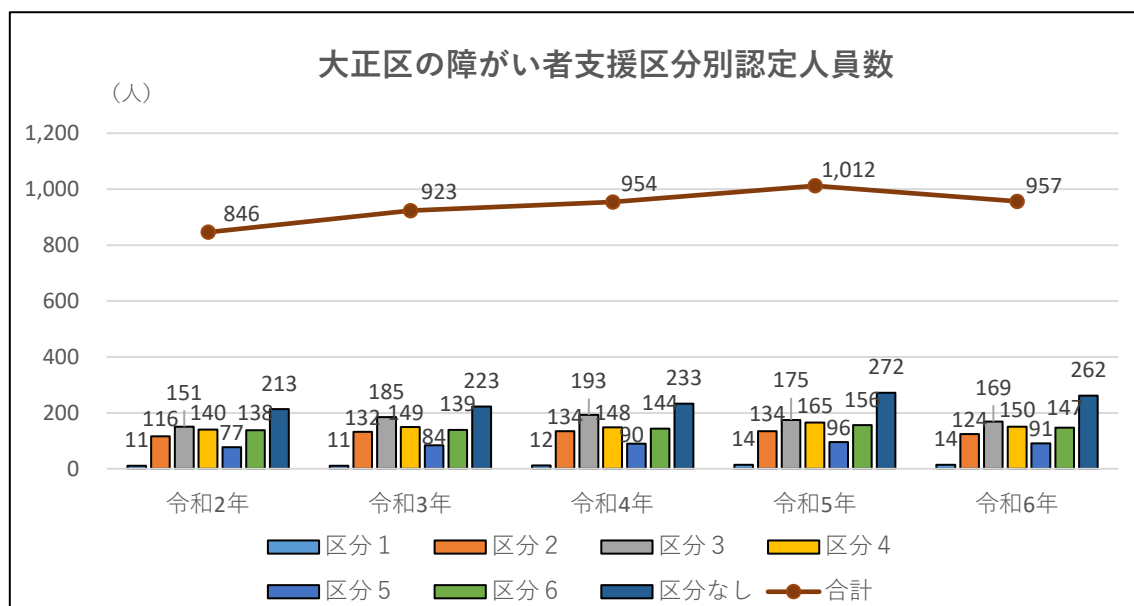


大正区の身体障がい者手帳所持者数は平成 22 年度より約 1.1 倍、療育手帳所持者数は約 1.7 倍、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は約 2.0 倍増加しており、近年も増加傾向にあり大阪市と同様な状況です。

イ 障がい者支援区分別認定者数（福祉局データより 各年度4月現在）

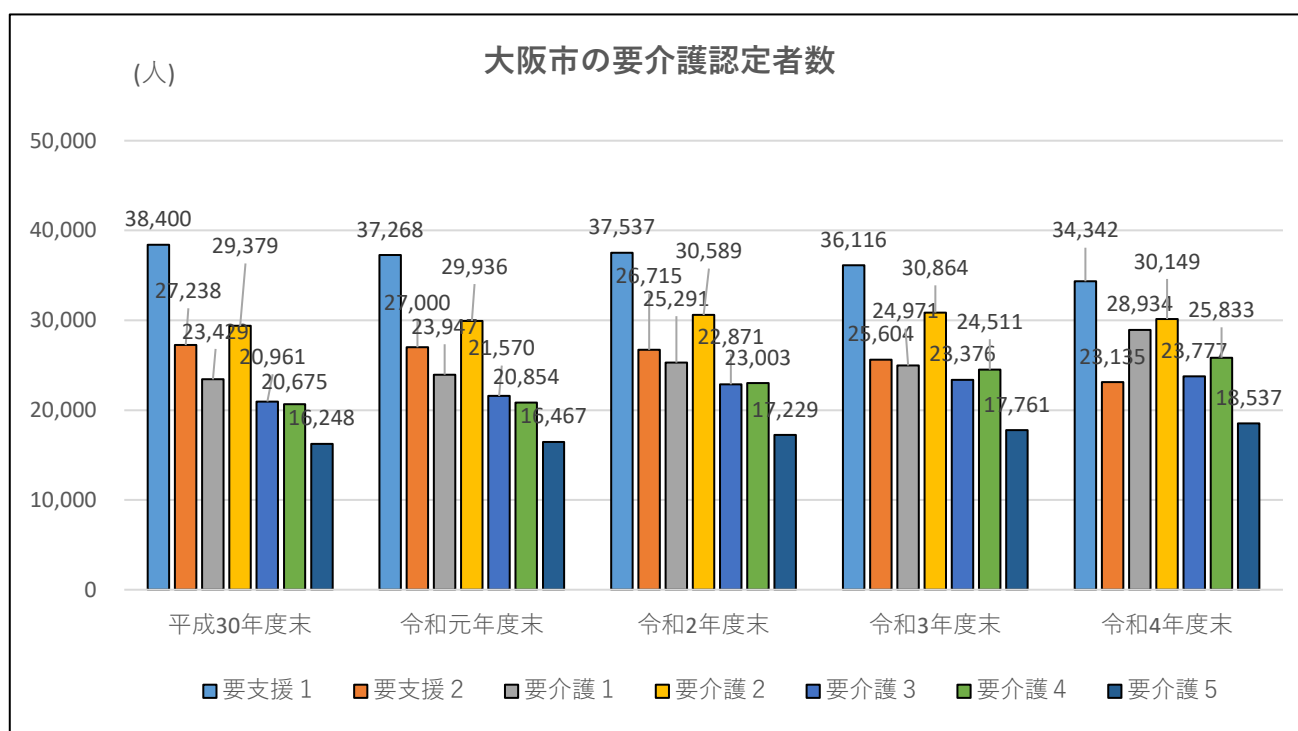
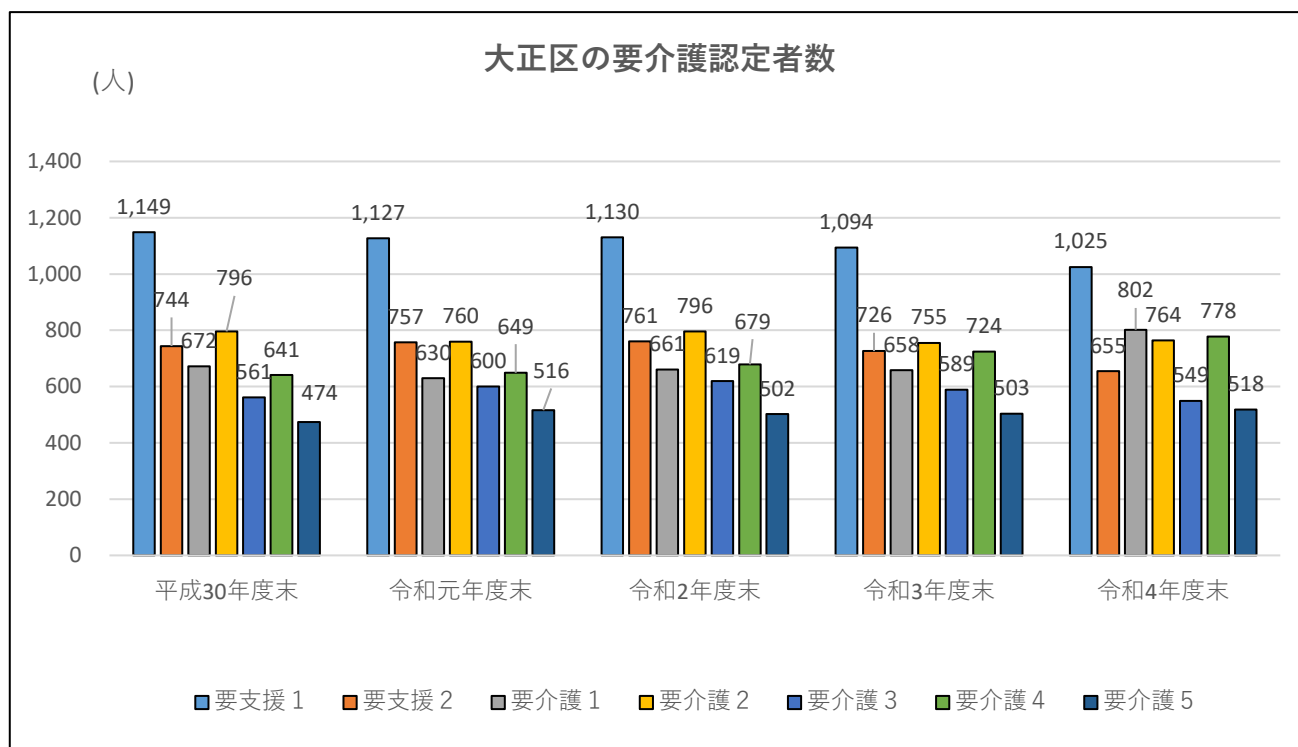


※区分なし：居宅介護や生活介護などの介護給付を利用せず、自立訓練、就労移行・継続支援などの訓練等給付や計画相談支援などのその他の給付のみ給付決定する場合



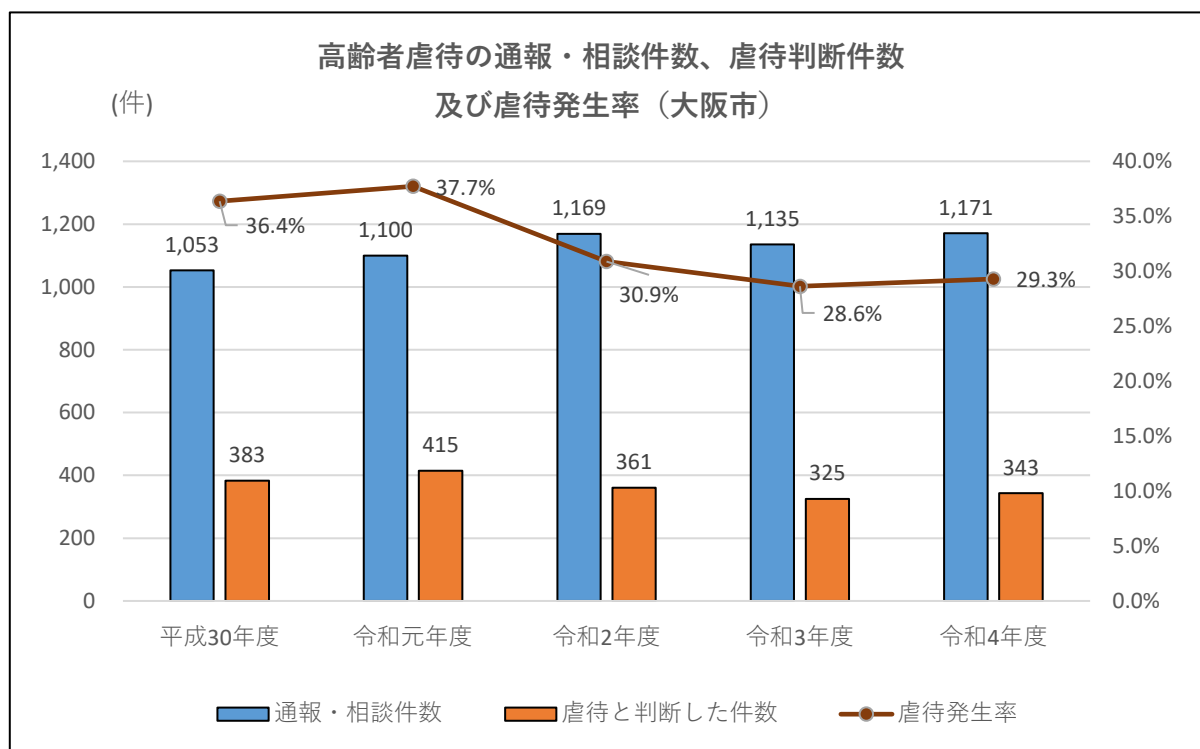
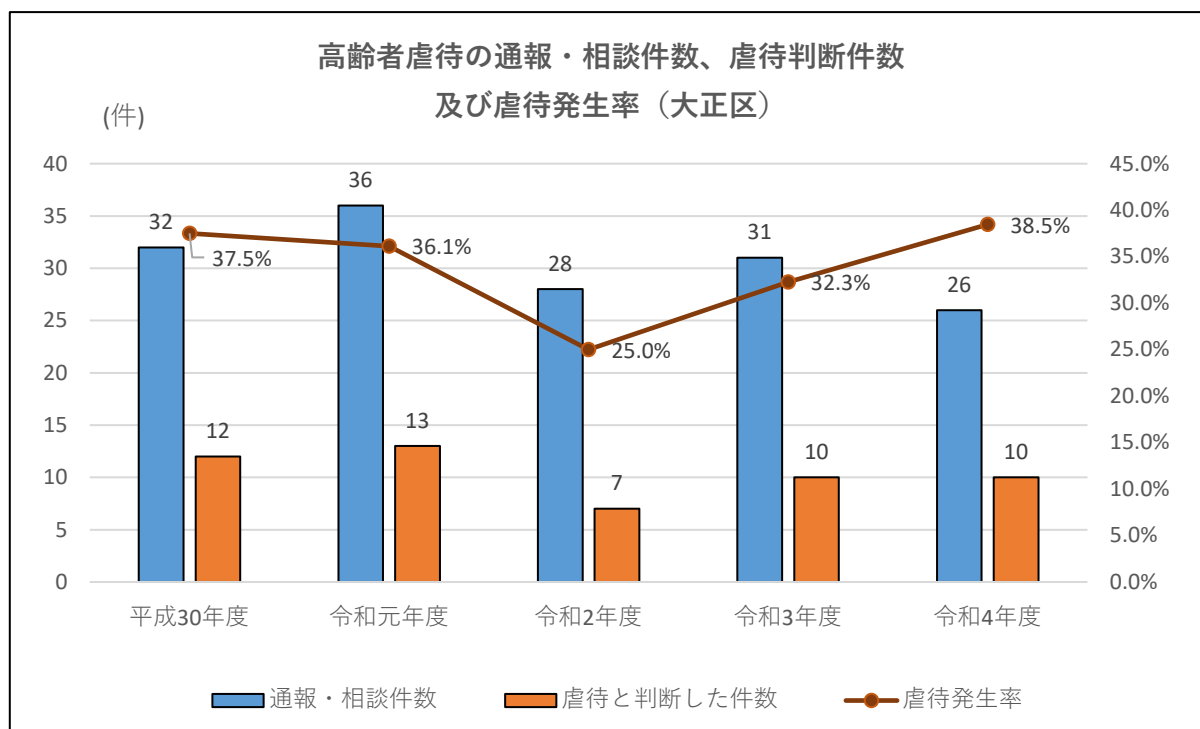
障がい福祉サービス等支給決定者数は、令和6年4月の大正区は957人、大阪市は40,402人で、令和2年度と比べると大正区は1.13倍、大阪市は1.23倍と共に増加しています。

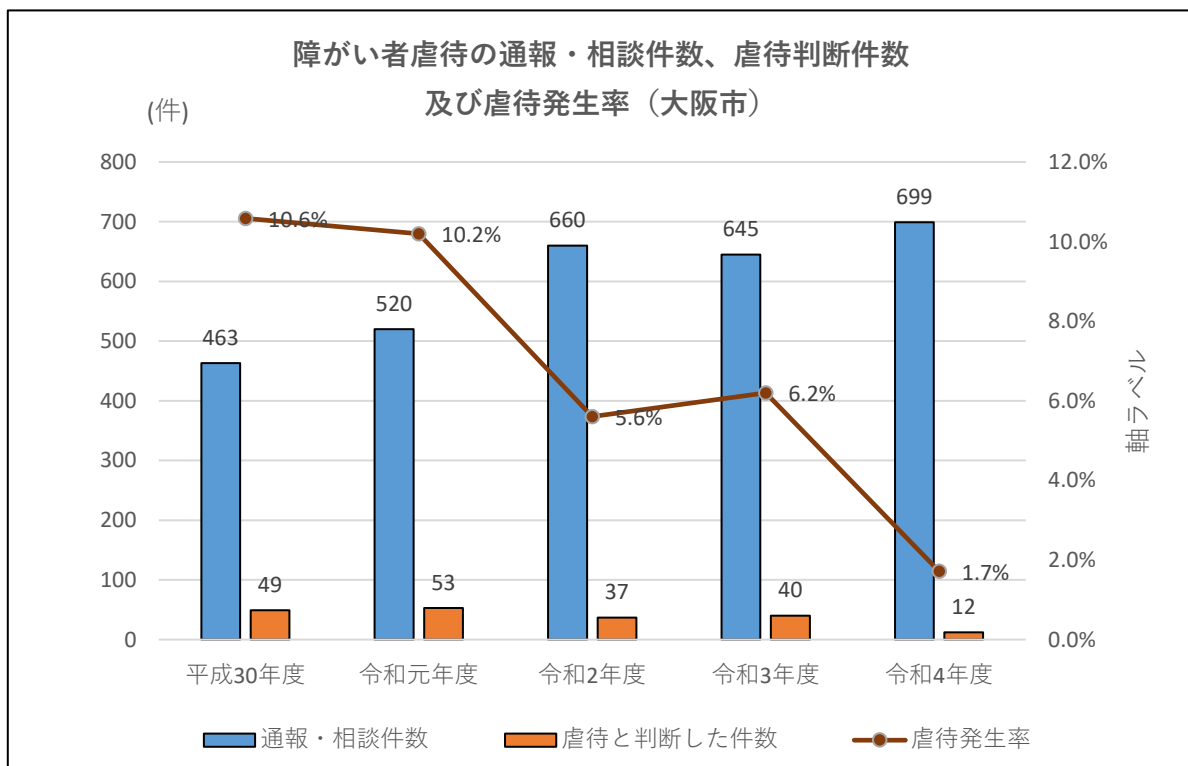
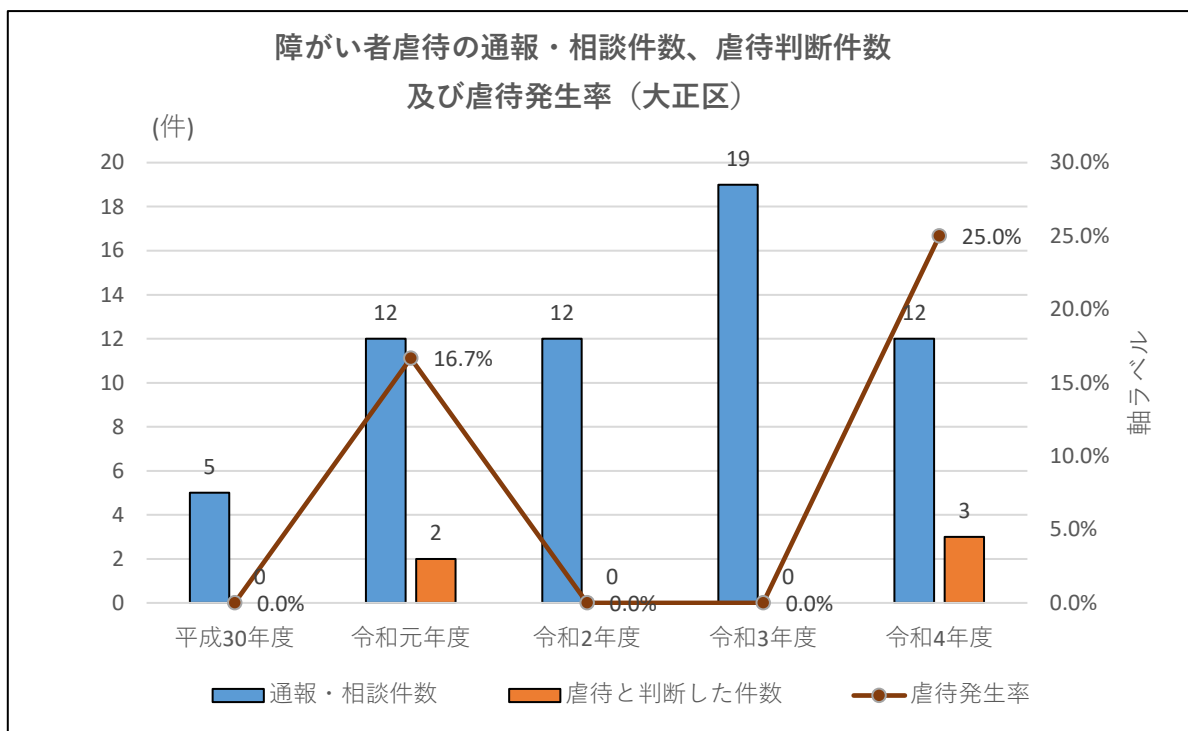
(6) 高齢者に関する状況（大阪市福祉局調べ）



大阪市、大正区ともに、要介護 1 以上の認定者数は平成 30 年度末に比べて増加しています。

(7) 高齢者・障がい者の虐待に関すること（大阪市福祉局調べ）





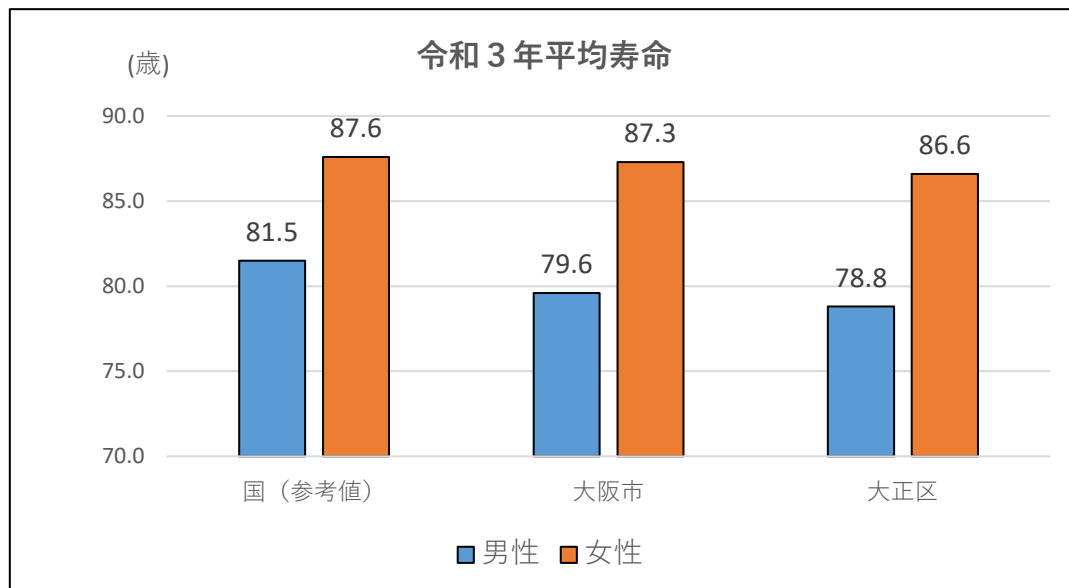
高齢者・障がい者の虐待通報・相談件数のうち虐待と判断した件数の割合は、大阪市より高くなっています。声をあげにくい人を見守り、早期に相談することが必要です。

(8) 大正区民の健康に関する状況について

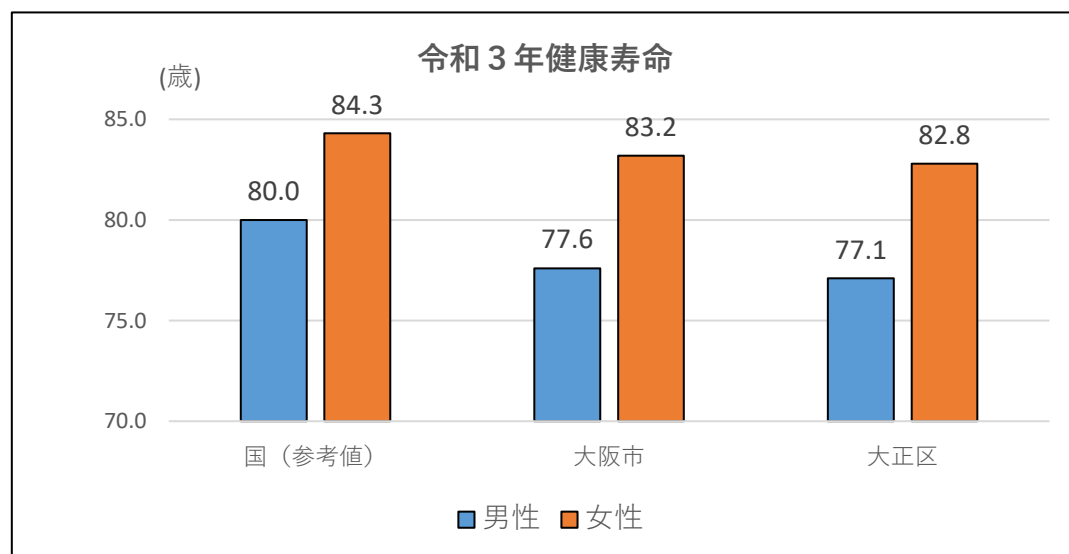
(人口動態統計・大阪市福祉局介護保険被保険者数・認定者数)

(国(参考値)の出典：公益社団法人国民健康保険中央会)

ア 平均寿命※⁷



イ 健康寿命※⁸

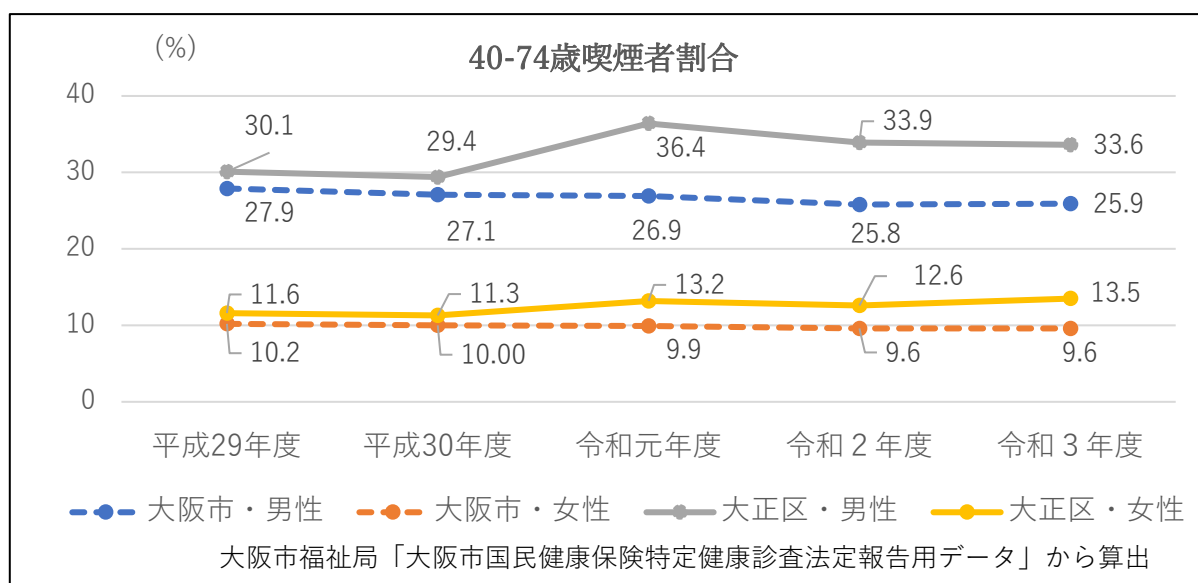


大正区民の平均寿命、健康寿命は、男女ともに大阪市平均・国平均より下回っています。

7 死亡率が今後変化しないものと仮定して、各年齢の人が平均で後何年生きられるかという期待値を表したものを「平均余命」といい、0歳児の平均余命が平均寿命です。

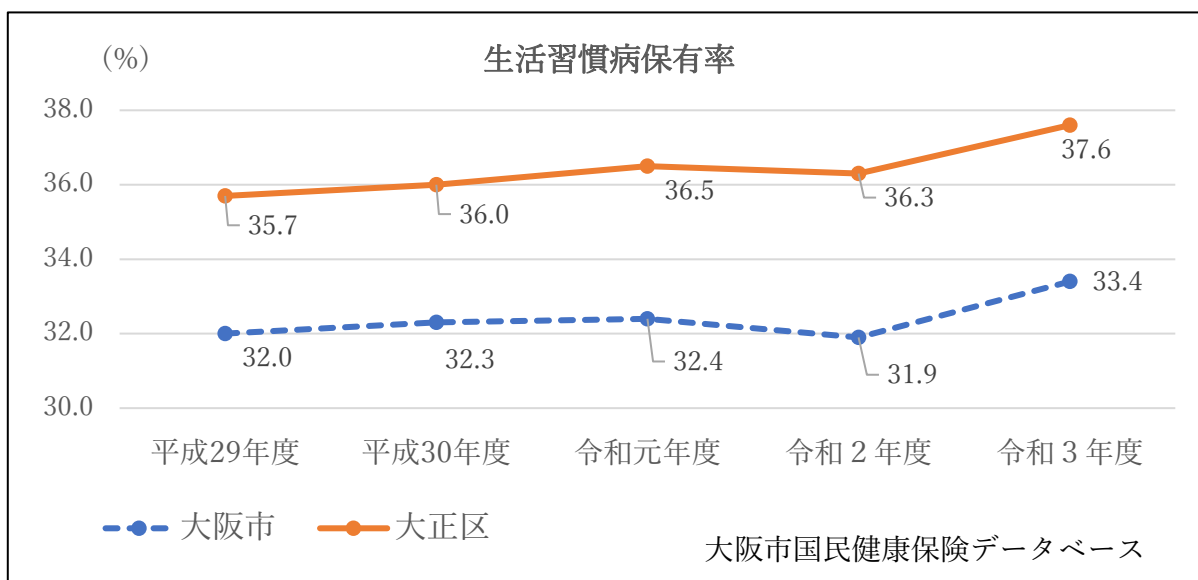
8 「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。それに対して介護が必要な期間（要介護2以上）を不健康な期間としています。

ウ 喫煙者の割合



大正区民の喫煙者の割合は、男女ともに大阪市より上回っています。

エ 生活習慣病保有率



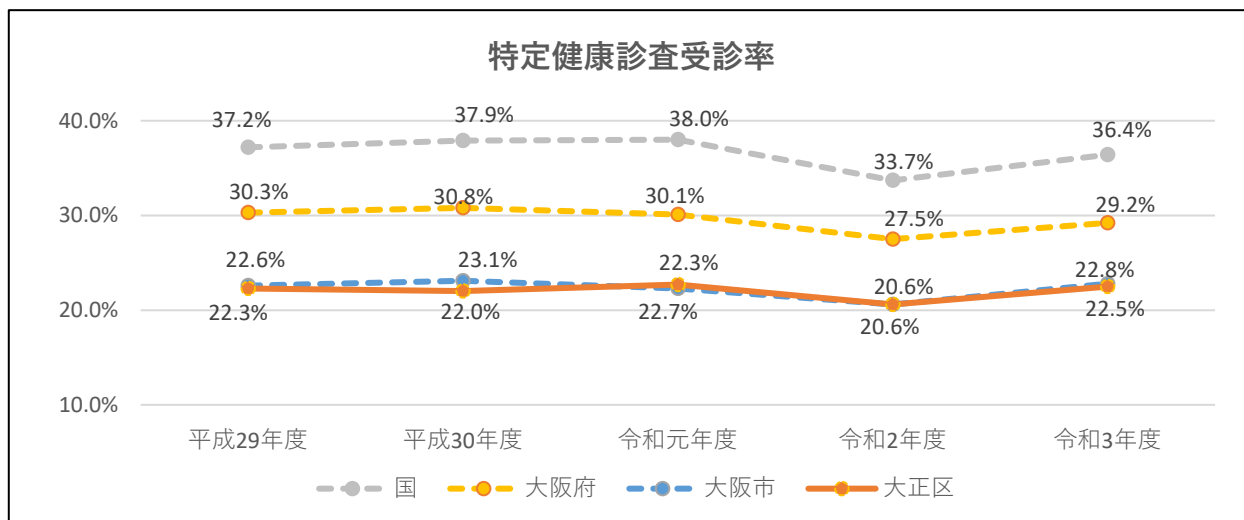
大正区民の生活習慣病保有者の割合は、男女ともに大阪市より上回っています。

オ 特定健康診査受診率

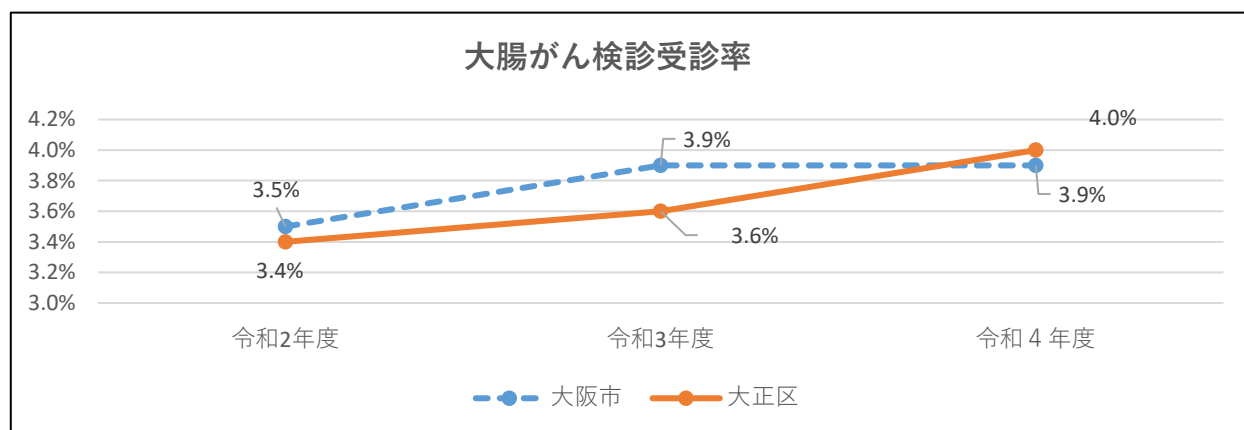
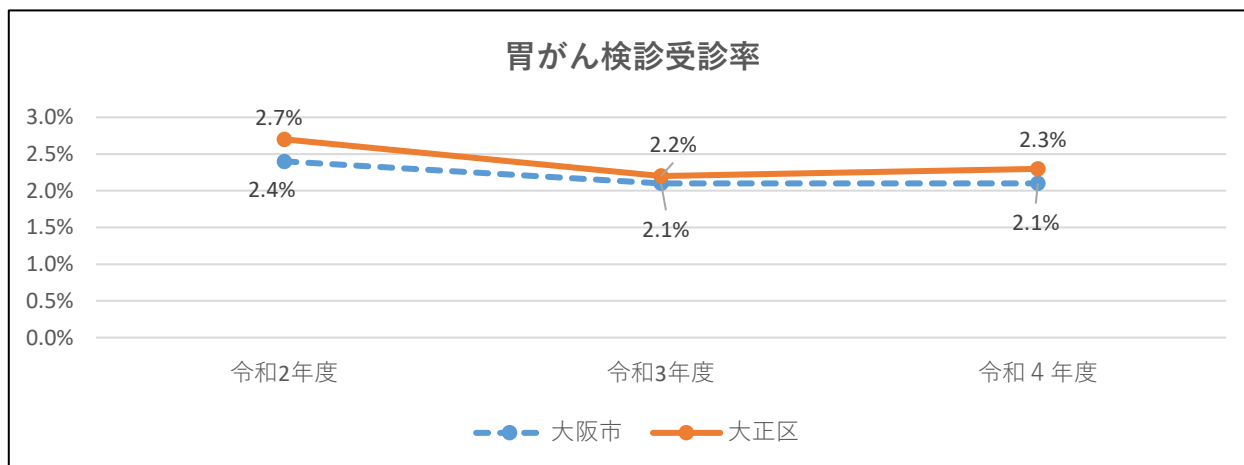
出典：大阪市：「大阪市国民健康診査法定報告用データ」より算出

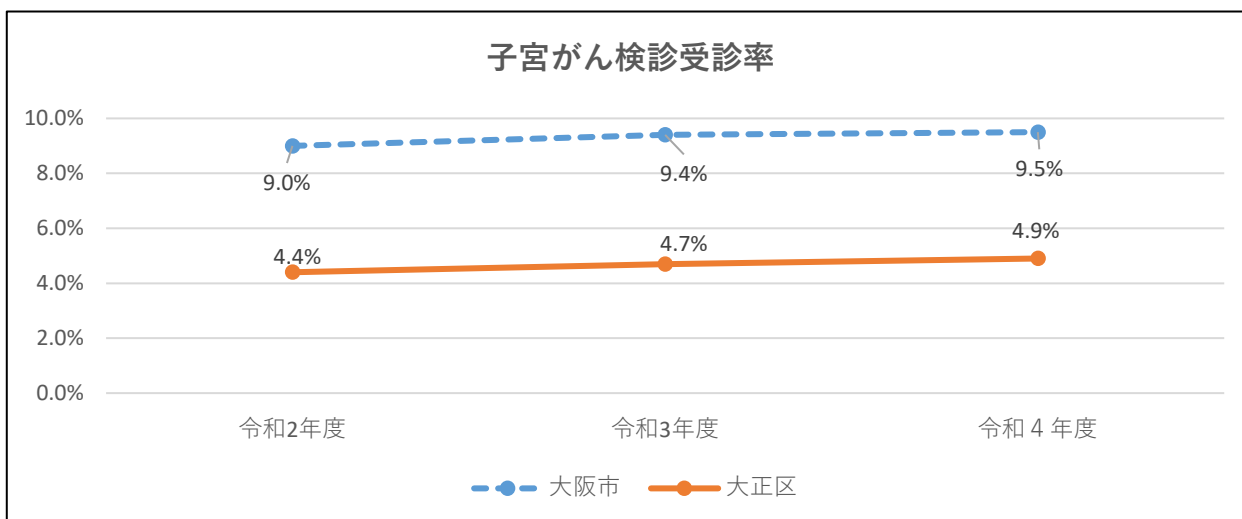
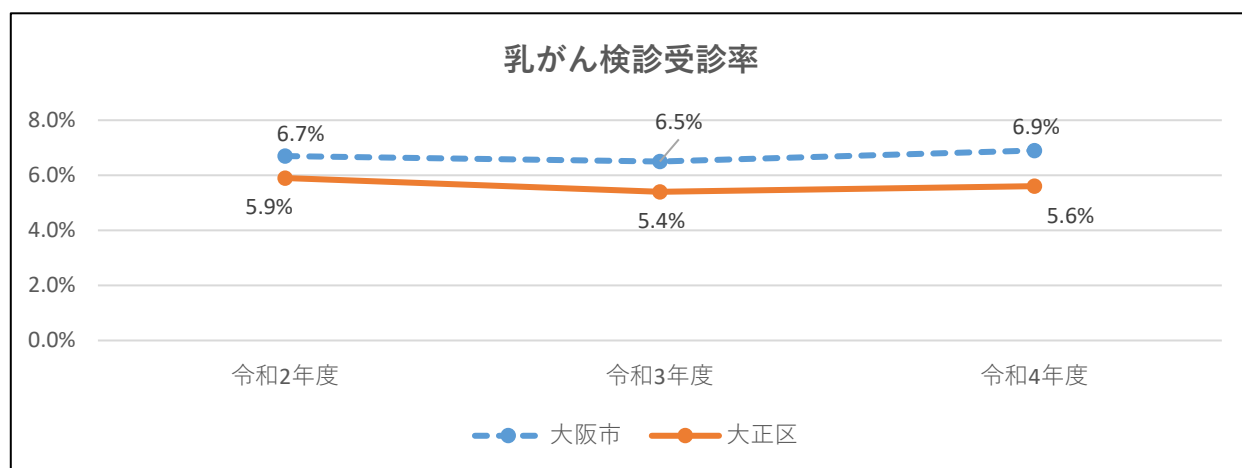
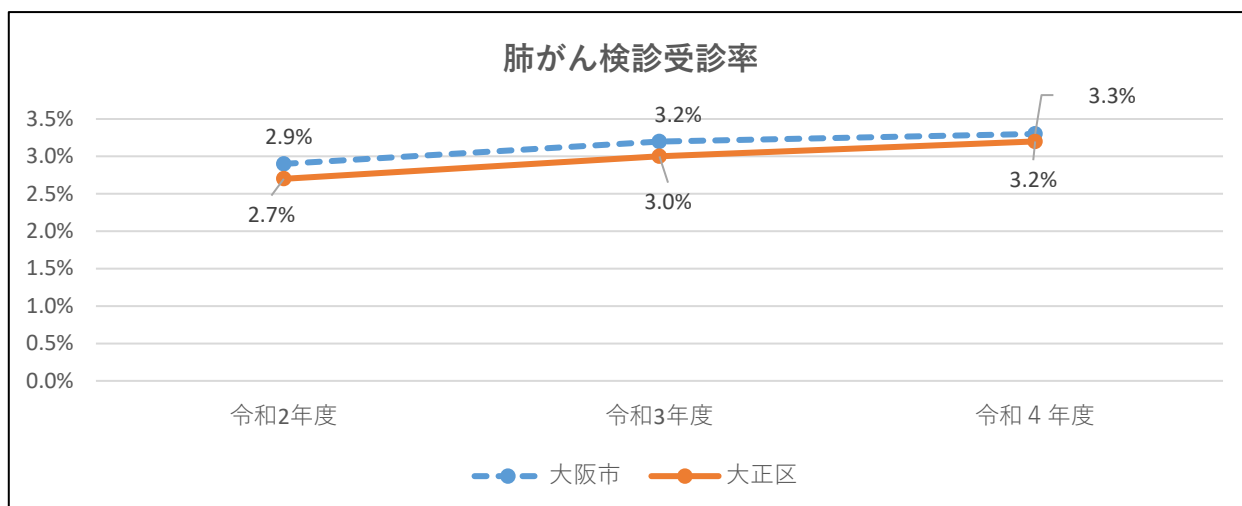
大阪府：国民健康保険中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」

国：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」



カ がん検診受診率（出典：大阪市健康局）





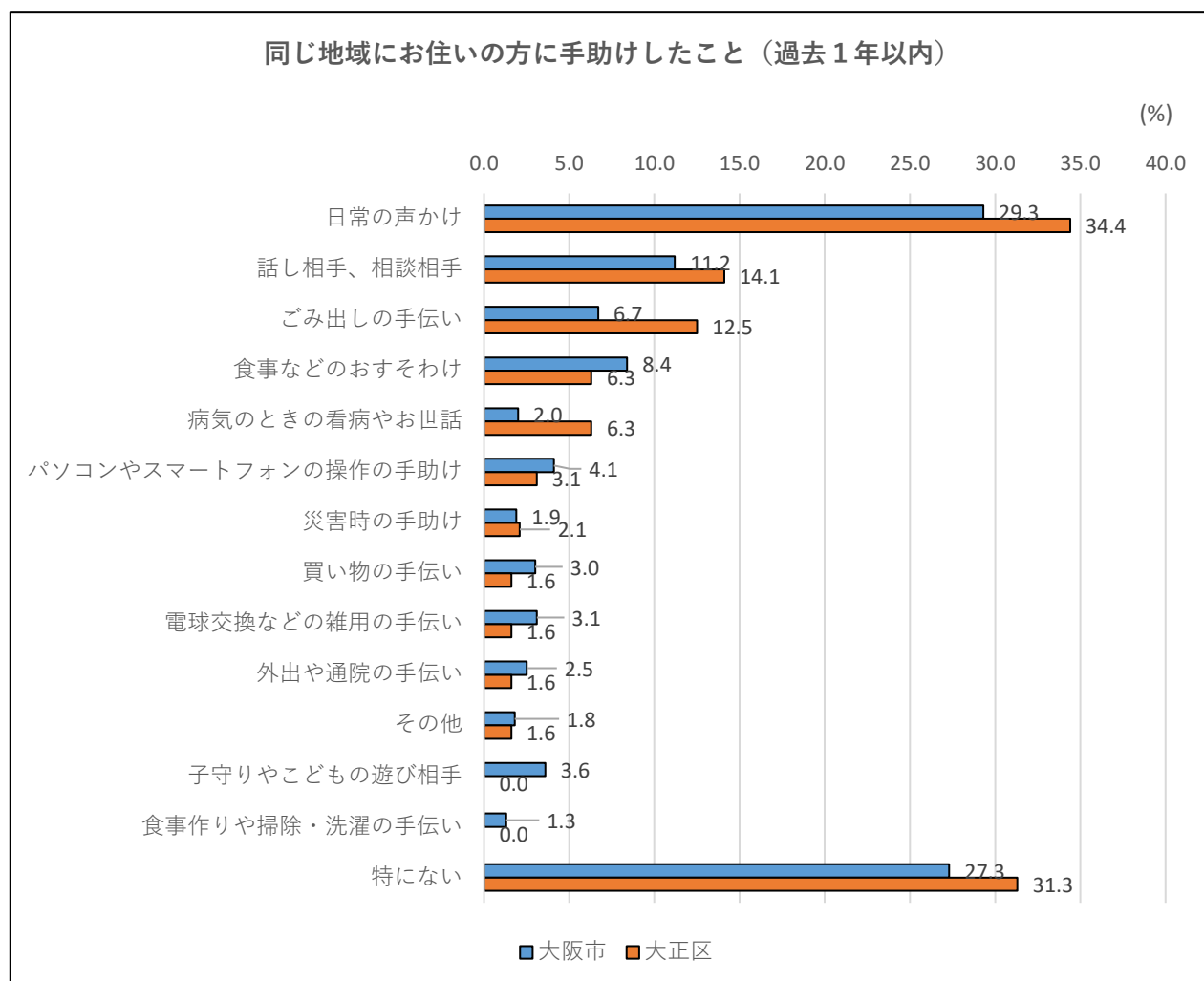
大正区民の特定健康診査・がん検診の受診率は、胃がん検診・大腸がん検診を除いて大阪市より低い状況です。

特定健康診査受診率は、大阪市全体として、国や大阪府の受診率より低くなっています。

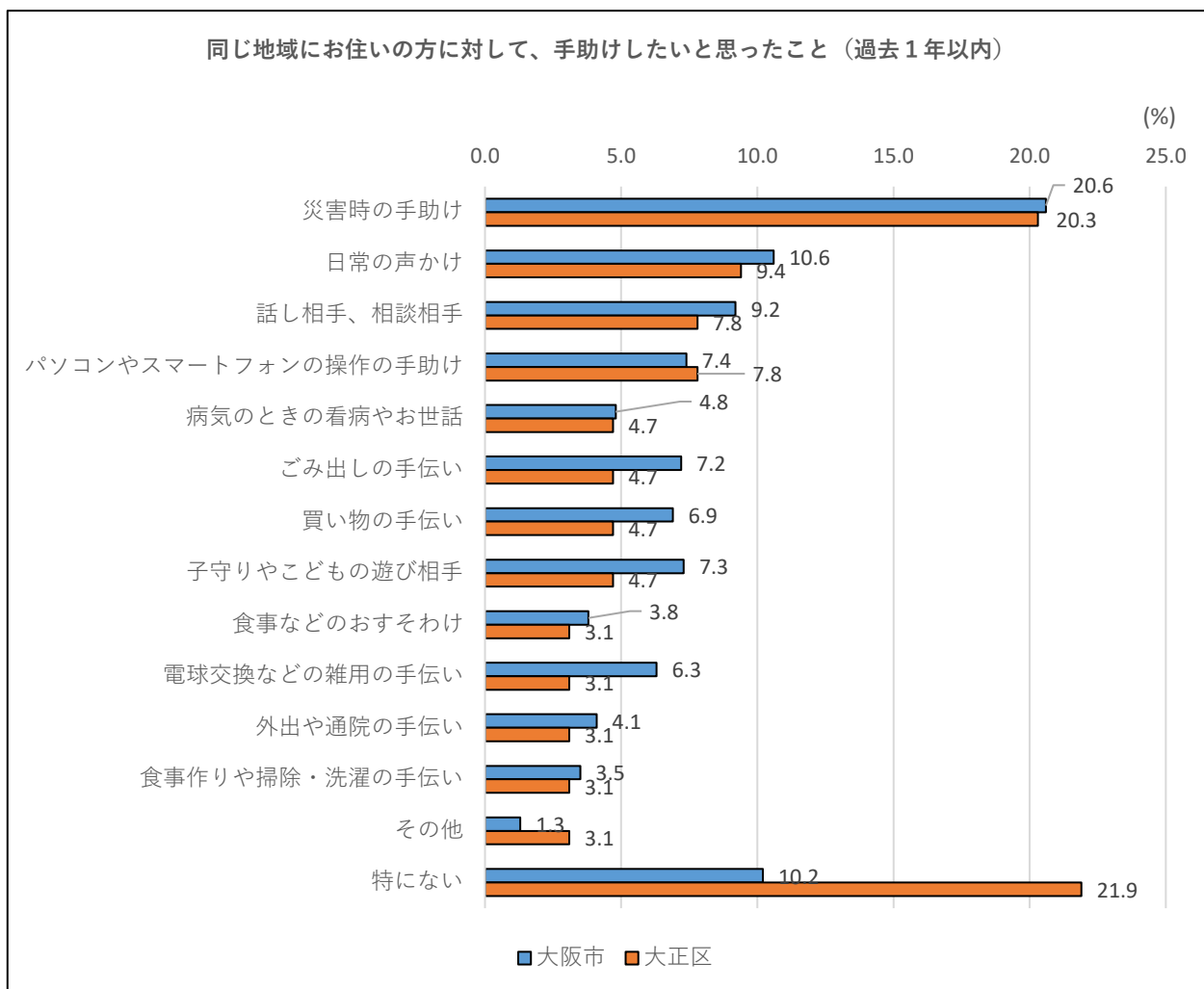
(9)「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」(令和4年度)より

- ・調査期間：令和4年9月20日から令和4年10月31日
- ・調査対象：大阪市内で住民登録又は外国人登録をしている18歳以上の者から無作為抽出した8,000人

ア 地域の助けあいについて



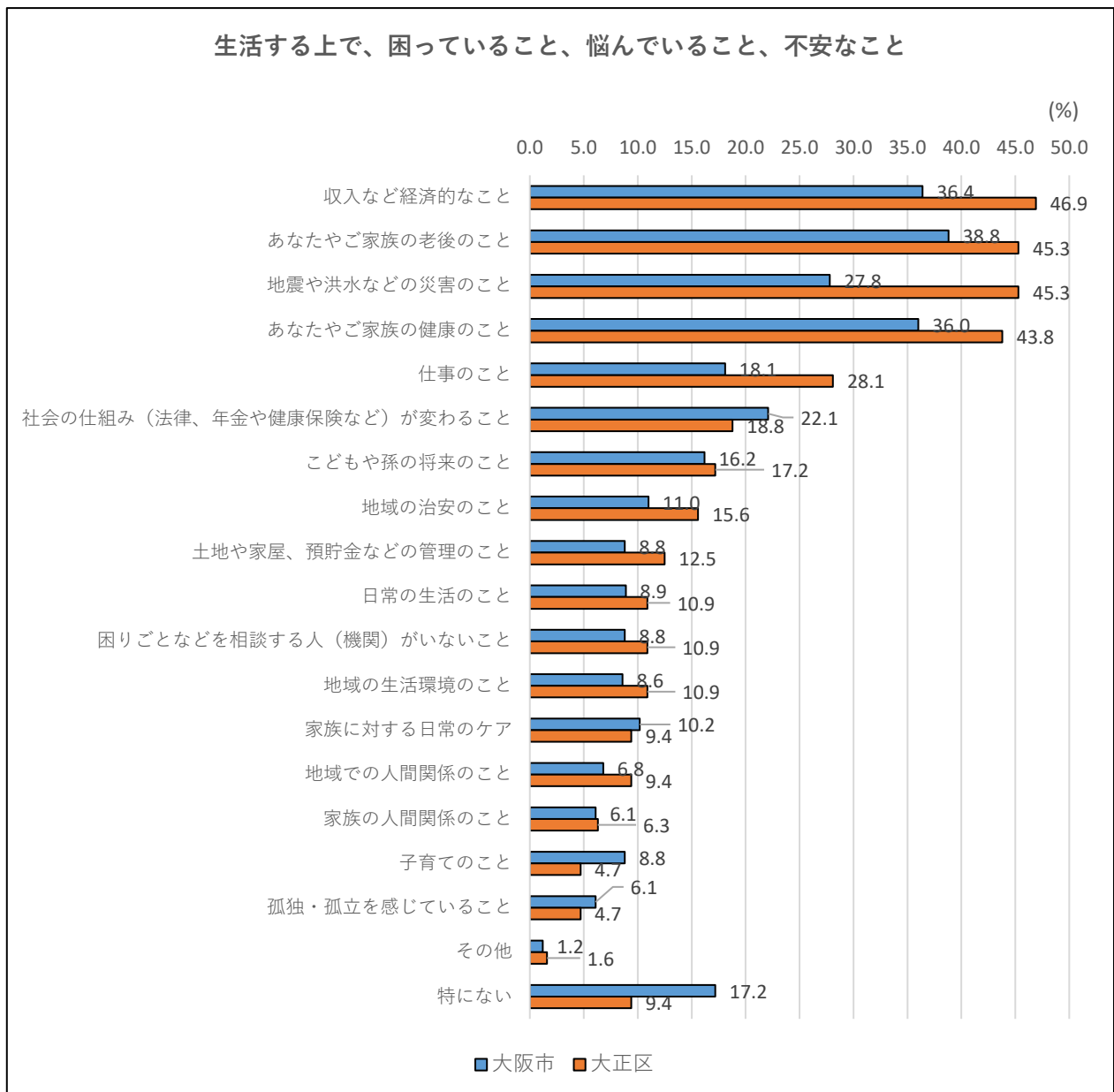
地域の人へ手助けしたことで一番高い割合は「日常の声かけ」で、大阪市 29.3%、大正区 34.4%となっています。「話し相手、相談相手」、「ごみ出しの手伝い」、「病気のときの看病やお世話」、「災害時の手助け」が大正区で、大阪市よりも高い割合になっています。一方、「特になし」の項目では大正区は 31.3%と大阪市より高く、他の項目よりも高い割合になっています。



地域の方へ手助けしたいと思ったことで一番高い割合は、「災害時の手助け」で大阪市 20.6%、大正区 20.3%となっています。

「パソコンやスマートフォンの操作の手助け」が大阪市 7.4%、大正区 7.8%と、大正区の割合が大阪市より高くなっています。しかし、「パソコンやスマートフォンの操作の手助け」以外のすべての項目において、大正区は大阪市より低い割合になっています。

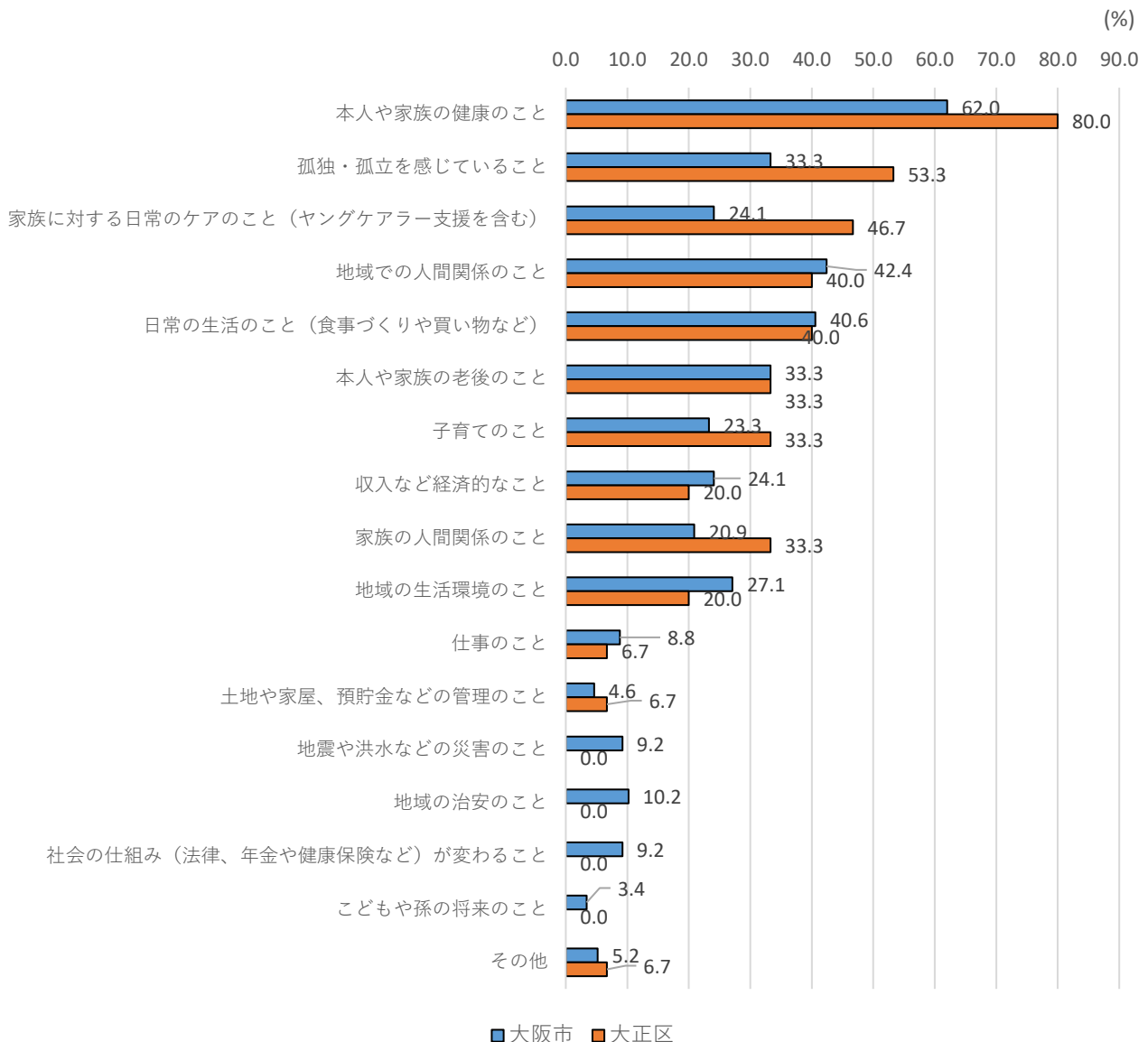
イ 地域での困りごとについて



生活する上で困っていること、悩んでいること、不安なこととして大正区が一番高い割合は、「収入など経済的なこと」で46.9%、大阪市では36.4%です。ほかには「あなたやご家族の老後のこと」が45.3%、「地震や洪水などの災害のこと」45.3%、「あなたやご家族の健康のこと」が43.8%と顕著に高く、いずれも大阪市より高くなっています。

「社会の仕組みが変わること」が大阪市22.1%、大正区18.8%、「家族に対する日常のケア」が大阪市10.2%、大正区9.4%、「孤独・孤立を感じていること」が大阪市6.1%、大正区4.7%、これら3つの項目について、大正区は大阪市より割合が低くなっています。

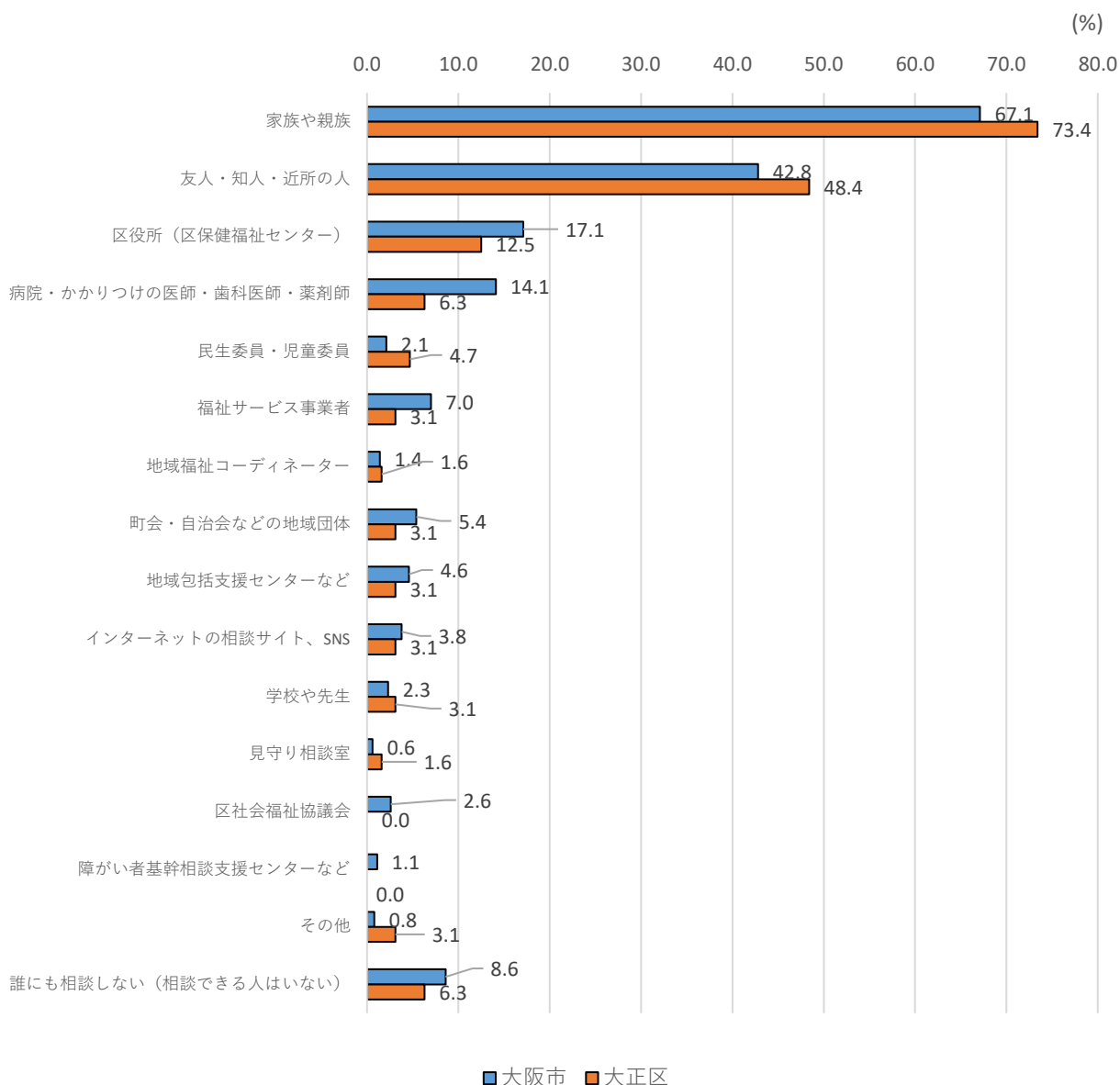
地域でどのような相談を受けることが多いか



地域で受ける相談として一番高い割合は、「本人や家族の健康のこと」が大阪市 62.0%、大正区では 80.0%です。

「孤独・孤立を感じていること」が大阪市 33.3%、大正区 53.3%、「家族に対する日常のケアのこと」が大阪市 24.1%、大正区 46.7%、「子育てのこと」が大阪市 23.3%、大正区 33.3%、「家族の人間関係のこと」が大阪市 20.9%、大正区 33.3%、「土地や家屋、預貯金などの管理のこと」が大阪市 4.6%、大正区 6.7%と、これらの6つの項目について大正区は大阪市と比べて高い割合になっています。その他の項目では、大正区は大阪市と比べて低い割合になっています。

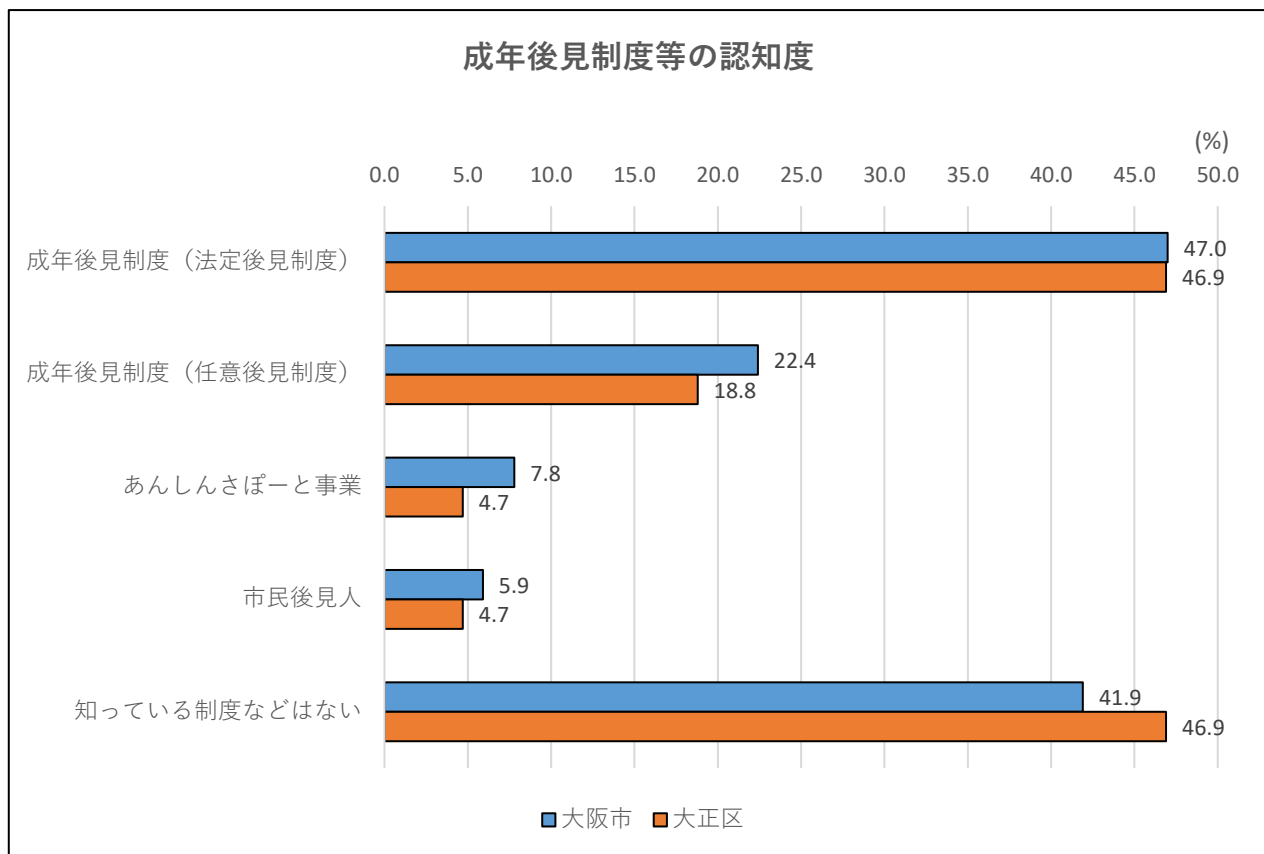
お住いの地域で困っていること、悩んでいること、不安なことを相談できるのは



地域での困りごとなどの相談先として一番高い割合は「家族や親族」が大阪市 67.1%、大正区 73.4%と最も高く、次いで「友人・知人・近所の人」が大阪市 42.8%、大正区 48.4%となっています。また、「民生委員・児童委員」とする方が大阪市 2.1%、大正区 4.7%と大阪市より高くなっており、大正区では身近な地域の中で相談できる人が多く、地域のつながりが強いことがうかがえます。

「区役所」が大阪市 17.1%、大正区 12.5%、「病院やかかりつけの医師等」が大阪市 14.1%大正区 6.3%となっています。

「誰にも相談しない（相談できる人はいない）」と回答した人が大阪市 8.6%、大正区 6.3%で、それ以外の相談先の割合より高くなっています。



大正区は大阪市内で2番目に高齢化率が高く、令和2年の国勢調査において単独世帯が43.5%で、単独世帯のうち65歳以上の単独世帯の占める割合は大阪市27.2%、大正区45.2%でした。

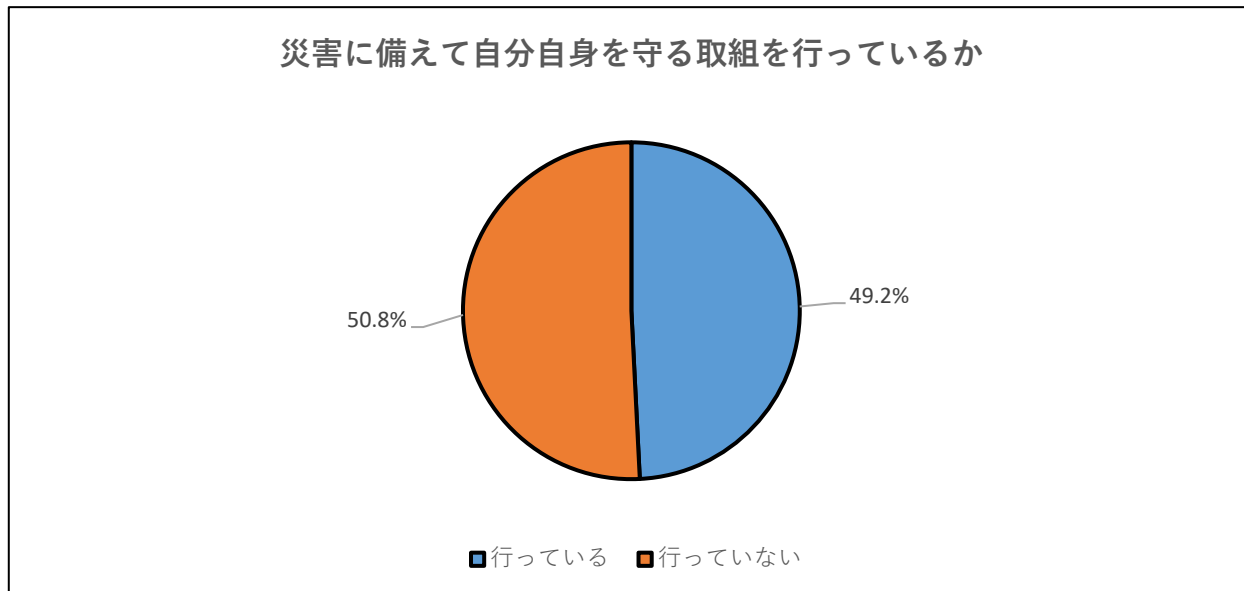
生活する上で困っていること、悩んでいること、不安なことで、「土地や家屋、預貯金の管理に関すること」と回答した割合は大阪市8.8%、大正区12.5%、地域で受ける相談においての同項目は、大阪市4.6%、大正区6.7%と、いずれも大正区の割合が高くなっています。

自分で判断することが難しくなってきた人を助ける制度に、成年後見制度等がありますが、いずれの制度においても、大正区での認知度は大阪市より低く、知っている制度などはないと回答した割合は、大阪市41.9%、大正区46.9%でした。

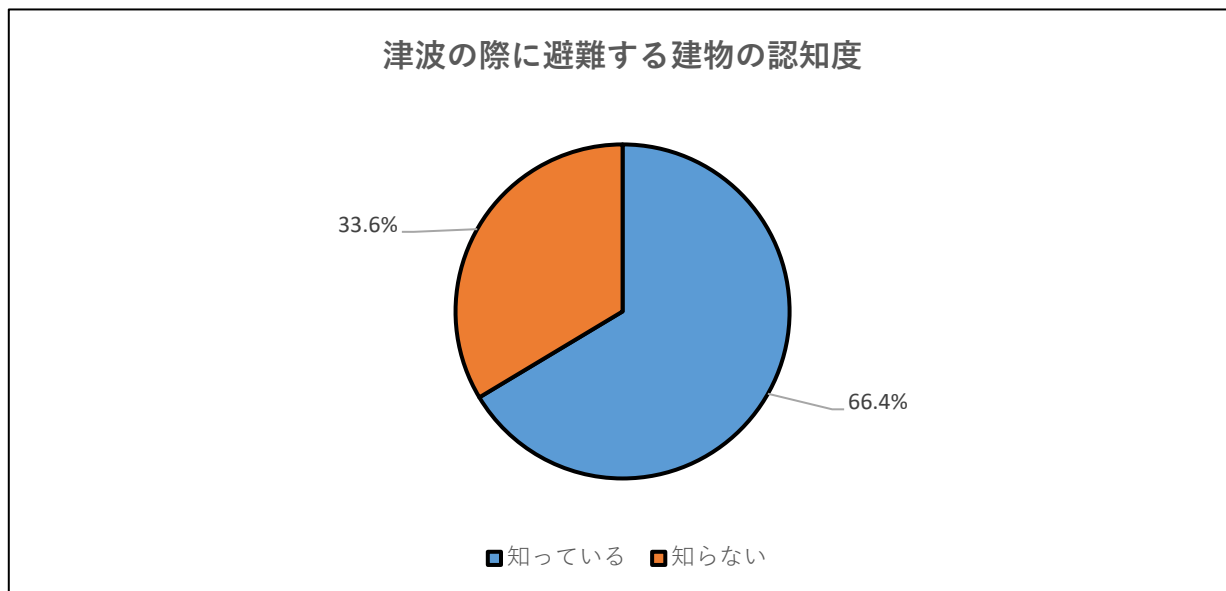
裁判所の審判等の手続きを経なくても利用できる「あんしんさぽーと事業」や「市民後見人」の認知度が低い状況でした。

(10) 大正区民の地域の防災への意識について（「令和5年度 第2回区民意識調査報告書」より）

ア 災害に備えて、日頃から非常持ち出し品や非常備蓄品の準備、家族との連絡方法の確認など、自分自身を守る取組を行っているか



イ 津波の際に避難する建物の認知度



2 統計データから見える大正区が抱える地域福祉の課題について

(1) 人口の減少や高齢化と地域福祉の担い手

令和2年3月に策定された大阪市将来推計人口では、大阪市の人口は将来的(2045年)には1965年のピーク時の79%となり、大正区は半分以下(約44%)まで人口は減少し、中学校までのこどもの人口も大阪市24区中23番目になり、地域の中心的年代となる生産年齢(15~64歳)人口は大阪市24区中一番少なくなると見込まれています。この傾向が続くと、地域福祉の担い手が固定化し、後継者不足が進むなど、地域の新たな課題に対応することができず、地域福祉の活動が立ち行かなくなることも考えられます。

地域では「高齢者食事サービス」などを通して高齢者と地域の人々のふれあいを深め、閉じこもりを予防する取組や、対象者を限定しない集いの場として「ふれあい喫茶・サロン活動」、また、子育て層の孤立を防ぎ、地域社会全体で子育てを行う取組として「子育てサークル」など各小学校区を基盤とした地域福祉の活動が行われています。

また、区内10地域21か所(令和6年9月現在)で介護予防の取組として「いきいき百歳体操」が行われるなど、体操や仲間との交流を通じて、身体機能の向上や心の健康にも繋がる場となっています。

こうした活動を通じて、健康な高齢者の割合を高く維持し、子育て世代も安心して暮らせる環境を実現し、大正区を持続可能なまちにしていく必要があります。

(2) 子育ての環境

大正区では0~18歳未満のこどもの数が大阪市24区中23番目と少なくなっていますが、児童虐待相談対応件数は令和5年度84件、児童(18歳未満)人口における児童虐待相談の割合は18歳未満の人口割合で1.1%で大阪市平均(0.54%)の2倍の高い水準となっており、支援の必要な子育て世帯が多いことが推察されます。

また、初めて親となった年齢も大阪市平均より低い傾向にあり、子育て相談が多い理由の1つだとも考えられます。就学援助を受けている割合も大阪市平均を上回っており、子育てだけでなく、経済的な問題を抱えている世帯も多いことがわかります。

(3) 経済的困窮だけではない生活困窮

令和2(2020)年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降における雇用情勢の悪化で高齢就労者及び派遣労働者、アルバイトなどいわゆる非正規労働者のリストラや就業時間の減少とここ数年の物価高騰により生活困窮に至る人々が増加しています。大正区においても急速な人口減少と高齢化率の増加、単独世帯、ひとり親世帯の増加など家族構造の変化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、生活困窮は単に経済的な問題だけでなく、高齢者や障がい者などの弱者層の孤立や支援の不足など様々な面で深刻化しています。

大阪市の生活保護の状況は平成24(2012)年度をピークに減少傾向であり、大正区に

においてはほぼ横ばい傾向にあります。令和 6（2024）年 3 月末現在の生活保護受給率では大正区の受給率は大阪市平均よりも高く、また、大正区では預貯金等の減少・喪失や傷病などによる収入の減少の相談の割合が大阪市全体と比べて高いことから経済的困窮者が多いことがわかります。

一方、大正区では、地域福祉にかかる実態調査において、「困りごとなどを相談する人がいないこと」と回答した割合が大阪市全体と比べて高いことから、困っていても自ら SOS を発信しにくい家庭、または、まだ自分たちで何とかできると課題を抱えている家庭、どこに相談をしたらいいのか困っている家庭があると考えられます。

（４）災害時への備え

大正区は東と南は木津川、西には岩崎運河、尻無川が流れ、西端は大阪湾に接しています。区の内部には大正内港があり、区全体が運河に囲まれた島状の地形であることから、これまで防潮堤や防潮鉄扉を整備し、高潮などの水害からまちを守ってきました。

一方、地域福祉にかかる実態調査では、「生活するうえで困っていること、悩んでいること、不安なこと」として「地震や洪水などの災害のこと」の割合が 45.3%と 2 番目に高く、「同じ地域の方に対して手助けしたいと思ったこと」として「災害時の手助け」の割合も 20.3%と最も高くなっています。

地域住民同士で災害時に助け合うことのできる関係づくりが大切であることが分かります。

（５）健康寿命の延伸

大正区民の健康状況は、平均寿命、健康寿命共に大阪市と比べて低く、不健康な状態で過ごす期間が長くなる可能性が高い状況です。

また、大正区は、生活習慣病の保有率や、喫煙率等も大阪市と比べて高く、大正区の死因を見ると第 1 位が悪性新生物（がん）であり、がんの死亡率は国や大阪市と比べて高い状況です。さらに、がん検診の受診率は、大阪市よりも低い状況であり、これらが大正区民の平均寿命・健康寿命が短い一因であると考えられます。

第3章 課題解決に向けた取組の方針

1 課題解決の方向性について

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域社会においては人と人とのつながりが弱まりました。また新たに、地域の中で人々が健やかに暮らせることも、地域福祉の推進に必要であることが分かってきました。

大正区役所では、これまでも地域福祉を推進するために様々な事業を実施してきましたが、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」や「だれでも・いつでも・なんでも言い合える相談体制づくり」を進め、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、重点的に5つの施策を進めていきます。

(1) 地域福祉の担い手の確保

近年、大正区においても人口が減少し、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者の単独世帯が増加するとともに、地域福祉の担い手が減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時休止したまま再開しなかったり、活動の規模を縮小した地域福祉活動もあり、新しい生活様式に対応しつつ、地域福祉活動の活性化を図る必要があります。

大正区役所では、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する市民の輪が広がるよう、積極的な情報発信に取り組むことで、地域が福祉課題の解決に向け自ら主体的に参加し、考え検討する状態となることをめざします。そのために、地域団体や関係者、テーマ型ボランティア^{※9}や市民団体、NPO法人、専門職、そして社会貢献活動を行う民間企業などとの新しいネットワークを構築できるよう区社協とともに連携・協力していきます。また、様々な能力や特技を持つ人たちに着目し、地域で活躍する人材として活動の場につないだり、自分の良さを生かして地域福祉活動へ柔軟な参加ができるような方法について検討を行っていきます。

さらには、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくため、地域活動に参画する方々の負担軽減等についても検討するとともに、地域の取組のみでは解決することが困難な課題については、行政の施策につなぐ仕組みづくりを進めていきます。

9 特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うボランティア

（２）安心して子育てできる環境づくり

現在の少子化や核家族化の進行、都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が生じています。一度深刻な事態に陥ってしまった時には、いくつもの問題を抱えていることが多く、ダメージが深くなり、リカバリーに時間がかかります。そのためにも早期発見、早期対応を切れ目なくできる仕組みが必要です。

大正区役所では、妊娠期から中学校を卒業するまでのすべてのこどもたちの課題を把握し、継続した支援をしていきます。

（３）複合的な課題を抱える生活困窮者を支える

大正区では、経済的困窮者が多いことに加えて、一つの家庭で複合的な課題を抱えていたり、社会的つながりが希薄であるため、支援につながりにくい生活困窮者が多くなっています。

このような問題を解決するために、大正区役所では、要援護者支援や見守り支援など、関連機関との連携の推進及び生活困窮者に「断らない相談支援」を行うことに加え、自らSOSを発信できない家庭に対して手をさしのべてアウトリーチを行うことで、必要な支援へつなげていく包括的支援体制の構築を進めてきました。

引き続きアウトリーチによる支援と関連機関同士の連携強化に努め、総合的な相談支援体制の充実を図り、また、多くの人、身近な人が「気にかける」ことで、生活困窮者を見逃さず、支援が必要な人と「つながる」また「支え合う」ことができるよう、周知・啓発を継続し、「相談しやすい」体制づくりに努めます。

（４）災害時に備える

近年自然災害が多発し、大きな被害が出ています。大正区においても他人事ではなく、地震による津波や台風による高潮浸水などの大きな災害がいつ発生するか、わからない状況にあります。いざ災害が起きると、日常の暮らしだけでなく命までもが一瞬にして失われます。

一方、誰もが歳を重ね高齢者になり、住み慣れたまちでいつまでも健康で安心して暮らしたいと思っています。医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム※¹⁰の構築を進めていますが、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、日ごろから地域で見守られ、災害時には安全に避難できる支援の仕組みが必要です。大正区役所では、日ごろの見守り活動を進めるなかで、「要援護者名簿」を作成していますが、その名簿等を災害時にも活用し、支援が必要な高齢者や障がい者などの日ごろの見守りを地域で行うとともに、災害時の避難支援体制の充実に取り組みます。

(5) 健康寿命の延伸を図る

大正区民の健康状況について大阪市平均と比べると、男女とも平均寿命も健康寿命も低く、不健康な状態で過ごす期間が長くなる可能性が高い状況です。

また死因については、悪性新生物（がん）での死亡率が国や大阪市よりも高く、生活習慣病保有率や喫煙率が高いこともその一因です。

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善（①栄養・食生活 ②身体活動 ③休養 ④アルコール ⑤たばこ ⑥歯・口腔の健康）を促すとともに特定健康診査・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図ります。また、喫煙率の改善のための取組を行います。

これらを通じて、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

-
- 10 2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。この体制の実現のために、自助（介護予防や自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしの支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（行政サービス）という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・地域・ボランティア等が一体となって地域全体で取り組むことが求められている。

2 重点的に取り組むこと

(1) 日ごろの見守り体制の構築

ア 現状と課題

大正区の高齢者人口（65 歳以上）は令和 2 年の国勢調査結果と令和 5 年の推計人口年報（各年 10 月 1 日）を比較すると 20,040 人から 19,302 人と減少していますが、人口も減少していることから、高齢化率は 32.2%から 32.5%と上昇しており、単独世帯の高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、高齢の親と障がいのある子の複合的な問題を抱えた世帯が増加しているのも現状です。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えています。

また、近年では、8050 問題や、長期間のひきこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要であったり、課題の解決に結びつくまでに相当な時間を要し、対応が長期化する事案も増えてきています。

大正区役所は、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により大正区社会福祉協議会に設置された「見守り相談室」や「地域見守り体制づくり推進事業」により配置している「見守り推進員」と協働し、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで、「要援護者名簿」を作成して活用することで、地域の日常的な見守りにつなげています。日ごろの見守りを実施していく中で、変化に気づいた人が自ら助けることができない場合や解決が難しい場合であっても、地域で見守り、適切な支援につなぐことが重要です。さらに、災害などいざという時に「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることもできます。

イ めざすべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につながるように日ごろの見守り体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態をめざしています。また、災害時における要援護者の避難支援体制の強化に向けて取り組みます。

ウ 具体的な取組

大正区では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により大正区社会福祉協議会に設置された「見守り相談室」、及び大正区独自の「地域見守り体制づくり推進事業」により各地域の福祉会館などに配置した「見守り推進員」と協働して日ごろの見守りを実施することで、各地域の実情に合った方法による見守り体制の構築ができるよう支援するとともに、日ごろの見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりやつながりづくりも進めています。また、「要援護者名簿」に記載されている方の状況確認と併せ

て、未登録の方にも個別訪問により事業内容を説明するなど、「要援護者名簿」の精度向上と見守り体制の充実を図っています。さらには、普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日ごろの見守り活動と防災の取組との間の連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、個別訪問を重ねるなど、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。大正区役所や「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「総合的な支援調整の場（以下、「つながる場」という。）」の機能を活用して関係機関等が支援方針を共有し、適切な支援につなげるなど連携した対応を進めます。

（２）妊娠期から中学生までの切れ目のない支援体制（大正区版ネウボラ^{※11}）

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一層、地域コミュニティが希薄化、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域における子育て世帯の機能の低下、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、児童虐待の相談対応件数は引き続き、高い水準で推移しています。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもが自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

大正区では、妊娠期から乳幼児健康診査においては保健師を主な窓口とする子育て相談を行うとともに、家庭児童相談員等による家庭児童の福祉に関する相談を行い、子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て情報を随時発信しています。また、こどもとその世帯への気づきを保健福祉の支援につなげる「就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業」及び「こどもサポートネット事業」を実施しており、妊娠期から切れ目のない支援体制である「大正区版ネウボラ」を進めてきたところです。

その中で、こどもの発達特性に応じた保護者の関わり方や、生活困窮・ネグレクトなど家庭状況によるこどもへの影響が課題として見えてきました。また、不登校の児童・生徒数は増加しており、学習機会の確保を含めた支援の充実を図る必要があります。

11 重大な児童虐待ゼロをめざして、妊娠期から中学生までのすべてのこどもたちの健康状態や生活状態を把握し、切れ目のない支援を行う取組。

イ めざすべき将来像

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、個々のこどもや家庭のニーズに応じた切れ目のない一体的な支援を行い、児童虐待の未然防止を図り、重大な児童虐待ゼロをめざします。

ウ 具体的な取組

子育て中においては、喜びを感じることもあれば、こどもの年齢や個性に応じて思うようにいかない不安が生じることや、家庭のライフスタイルに応じて利用できる支援制度がわからないことにより、家庭だけでは問題が解決しにくいこともあります。

令和6年4月より、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行うことにより相談支援体制の充実を図る目的で、「こども家庭センター」の運営が開始されました。虐待への予防的な関わりから、個々の家庭の課題やニーズに応えるために必要なサービスや地域資源を組み合わせ「サポートプラン」を作成し、関係機関と連携しながら効果的な支援を行います。

引き続き、「就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業」においては、区内の保育施設等へのアウトリーチ（訪問支援）を行うことにより、こどもや家庭の状況を早期に把握するとともに、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、適切な支援につなげていきます。

さらに、「こどもサポートネット事業」と連携し、スクリーニング会議で抽出された課題のあるこどもに対し、学習支援や登校支援を実施する大正区独自の取組である「学習・登校サポート事業」を実施します。具体的には、生活困窮やネグレクト・不登校等により学習機会を逃した児童・生徒を対象に、学校・自宅などで学習支援を行うほか、不登校傾向のあるこどもに付き添う形で登校支援を行うなど、個別のケースに応じたきめ細かい支援を行います。また、不登校により支援につながりにくい中学生を対象に、学校や家庭以外の第三の「居場所」を区役所に設置し、専門のスタッフが一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

また、多様な保育サービスの内容やその利用方法、支援制度に関する情報について、広報紙はもとより、ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス、ライン、インスタグラム）等を通じて発信を行うなど、ICT※¹²を活用した子育て支援に関する情報発信機能を強化していきます。

以上の取組を通じ、子育てに対して不安や負担を抱える家庭において、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、すべての子育て世帯が安心して子育てできる支援体制の充実を進めていきます。

12 インターネットを通じて情報をやり取りする技術。

(3) 生活困窮者自立支援

ア 現状と課題

大正区においても、生活困窮者（家庭）は経済的困窮のみならず複数の課題を抱えていることが多く、多世代が関わる 8050 問題やヤングケアラー問題など、福祉課題が複雑多様化することで、既存の相談支援の仕組みだけでは解決できない事例が増加しています。ご家庭それぞれに課題があり施策分野ごとに支援機関が関わっているだけでは不十分なため、支援機関の連携による包括的で適切な支援を行う必要があります。

大正区役所では、生活困窮者自立支援について、「区自立相談支援機関（インコス大正）」による生活困窮者自立相談についての周知・啓発のほか、包括的相談支援体制構築のため、相談支援機関と区職員を対象とした研修会を行っています。また、区的全職員を対象とした研修及び庁内の担当者会議を行うなどして、庁内・庁外連携を促進し、協力し合える関係構築に努めてきました。

また、複合的な課題を抱えた世帯への分野横断的な会議として、生活困窮者の「支援検討会議」「支援実務者会議」及び「つながる場」を開催し、顔の見える関係づくりを進めてきました。個別会議の相談件数や開催数は増加しており、生活困窮者についての支援・アウトリーチの必要性についての連絡が入りやすくなっているものと考えます。

しかしながら、これまで以上に総合的な相談支援の仕組みを有効に機能させるためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。

イ めざすべき将来像

区社協や民生委員・児童委員等と区役所が連携し、自ら SOS を発信できない課題を抱えた家庭への迅速な支援につながるよう、支援を必要とする世帯が、包括的なサービスを受けられるような状態をめざします。

ウ 具体的な取組

大正区役所が中心となり周知啓発に努め、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力し合える関係の構築を進めることで、各支援機関などで取り扱う複合的な課題を有する相談事例については、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。

複合的な課題を抱えた家庭については、「生活困窮者支援検討会議」「つながる場」等の会議体を活用するなどして、分野横断的に連携・支援することができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉課題解決への取組支援

ア 現状と課題

人々の暮らしの変化や社会構造の変化に伴い、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、これまでの「公助」中心の施策から、「互助、共助」の取組を拡大し、地域の実情を把握している地域団体のほか、地域住民、NPO 法人、企業などの様々な活動主体が、それぞれ地域福祉の意義と役割を意識しながら連携し、解決に向けた支援を行う体制が必要です。

そのため、区社協主催で行われている「地域支援会議」に大正区役所が参画し、地域の課題を共有するとともに、地域も自らの福祉課題解決のために話し合う「場」として主体的に参加することで、「互助、共助」の取組を進めています。

イ めざすべき将来像

大正区では、高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て教育、防災、健康づくりなどの福祉課題を、地域とともに考え、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の実現のための取組が進められる状態をめざします。

ウ 具体的な取組

区民の身近な生活圏域である小地域（概ね小学校区）において、近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけとなっています。大正区ではこのような「気になること」を、近所の方をはじめ、民生委員や見守り推進員、かかりつけ医や福祉事業者等の様々な方がキャッチし、支援につなげています。

大正区役所は、民生委員、見守り相談室、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉事業者等と定期的に情報交換を行い、個別の検討会議を開催するなど、支援が必要な方を適切な支援につなげます。また、地域や他者のことを知るようになれば地域への愛着が深まり、地域の一員として「社会参加」への意識が高まることが期待されることから、区民一人ひとりが「地域において身近な人の課題に気づき、自分のこととして捉え、解決に向けて協働するプロセスの重要性」について周知・啓発を行っていきます。加えて、事例検討会や研修、「つながる場」等の開催を通じて専門職のバックアップも行います。

さらに、区内 10 地域で開催する「地域支援会議」を、地域が自らの福祉課題の解決のため主体的に参加し、個別ケースや地域の困りごとを含めて話し合う場とし、地域まちづくり実行委員会^{※13}をはじめとする地域団体と専門職、区社協、行政など関係機関がつながり、地域と様々な交流が可能となるよう、活用を図っていきます。

13 大正区の「地域活動協議会」のこと。おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO法人、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。

(5) 健康寿命の延伸

ア 現状と課題

大正区においては、大阪市で 2 番目に高齢化率が高く、区民の健康診断の受診率についても、胃がん検診、大腸がん検診を除いて大阪市平均より低い状況にあります。

また、喫煙率も高く、多量に飲酒される方も多いことから、これらが平均寿命・健康寿命ともに大阪市平均を下回る一因となっていると考えられます。こうした現状の改善に向けた取組を進める必要があります。

イ めざすべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健康診査やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、社会参加することで健康を維持できている状態をめざします。

ウ 具体的な取組

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善を促すとともに特定健康診査・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図ります。また、喫煙率の改善のための取組を行います。

また、令和 6 年 2 月に厚生労働省より「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が発表され、生活習慣病のリスクを高める飲酒量(1 日あたり平均純アルコール摂取量(男性:40g 以上、女性:20g 以上))を知って健康に配慮した飲酒を心がけることや、健康に配慮した飲酒の工夫について打ち出されたことから、ガイドラインに基づいた情報を発信していきます。

具体的な取組として、毎月発行している区広報紙での健康に関するコラム等の掲載、地域で実施されるイベントにおいて、保健師による血管年齢測定の実施や、骨粗しょう症検診を実施するとともに、がん検診の申込受付も実施しています。また、毎年 10 月には区民まつりと同時開催している「みんなの健康展」での、体力測定や歯の健康相談、栄養相談等の実施、また、例年 6 月～11 月にかけて「健康わくわく塾」と称して、全 13 回にわたる健康講座(生活習慣病、健診の重要性、認知症、食事、運動など)を開催しています。

さらに、「地域健康講座」等、保健師や栄養士が地域に出向いて、介護予防やがん検診、女性の健康、禁煙、食生活など健康に関する情報発信を行うと共に、心の健康に関しても、外部講師を招いた講座を開催するなど、多岐にわたる健康に関する啓発・事業を実施します。

また、健康経営優良法人認定^{※14}の取得をめざす等、企業が自社の従業員の健康づくりを経営的な視点で考え戦略的に実践する経営手法である「健康経営[®]」^{※15}にかかる取組が区内企業で進められることで、区民の健康寿命延伸に資することが期待できます。認定を取得した企業をホームページで紹介するなど、取得のモチベーションを後押しし、企業とも連携していきます。

これらを通じて、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

-
- 14 特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度。
 - 15 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的には業績向上や株価向上につながると期待される。NPO 法人健康経営研究会の登録商標。

参考資料

1 大正区地域福祉推進会議

大正区における地域福祉施策に関する専門的な意見を下記の委員等に求め、次の事項について協議します。

- (1) 大正区の地域福祉の推進のための方針の策定
- (2) 大正区の地域福祉に関して、重点的に取り組む課題
- (3) その他区長が必要と認める事項

大正区地域福祉推進会議委員名簿（50 音順）

氏名	団体名等	役職
檜原 秀一	大阪市大正区医師会	会長
金本 沙也佳	大正区北部地域包括支援センター	管理者
川上 満	大正区社会福祉協議会	会長
姜 博久	大正区障がい者基幹相談支援センター	管理者
坂井 裕美	大正区子ども・子育てプラザ	マネージャー
鈴木 大介	大阪成蹊短期大学 幼児教育科	准教授
鈴木 理恵	大正区薬剤師会	会長
中村 雅一	大正区居宅介護支援事業者連絡会	代表幹事
中山 盛詔	大正区歯科医師会	会長
藤田 徹	特別養護老人ホーム幸楽園	施設長
松田 智子	大正区社会福祉協議会	事務局長

地域福祉課題の解決に向けた取組支援体制(イメージ図)

